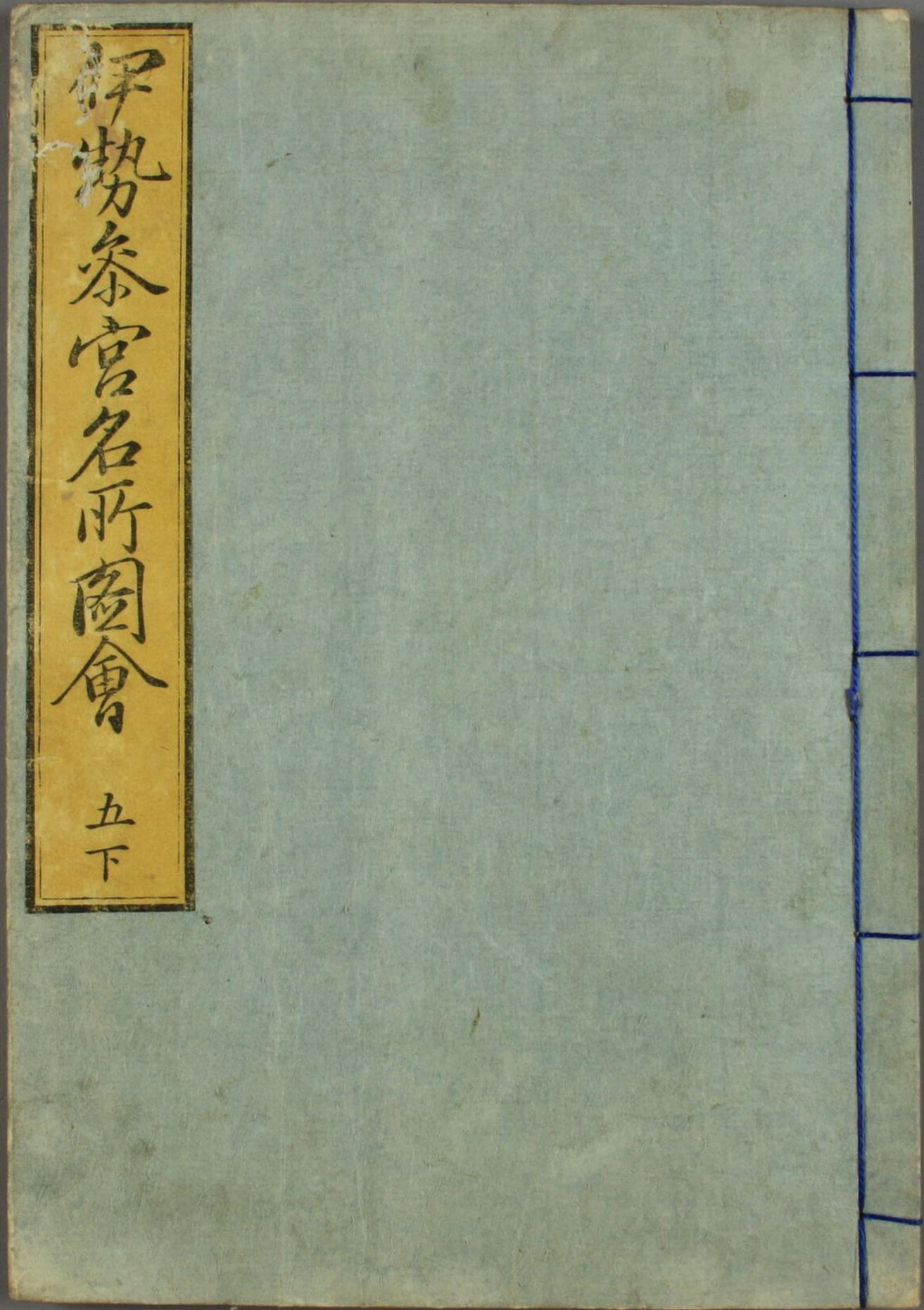




伊勢參宮名所圖會  
五下



通村

海合より尾瀬に此の往昔大井宮の奥人住居せしが川の尻より退

遊して申樂と云ふ

伊勢三度の孫樂の勝回と云ふ和名之勝回此村にあり和名の

箕曲氏社

西南の方より三見へ引大橋 是を流社と云ふ洪水又流と云ふ

〇天井社

菅原相の靈を祀りてこれを祀りて天井と云ふ

神社村

三枚橋の巽より舟を引て船を引て船を引て船を引て船を引て船を引て

御食社

糸神速秋津彦命外宮の御社十六座の内之儀式帳又水戸御食都神社

〇三枚橋村

川傍より天井の邊にあり 〇小井社 川傍の龍川原

小井御役所

村にあり 南に川を引て森に虎丸孔雀九御船倉あり

〇大津社

村にあり 外宮御社八座の内也

大湊

尾瀬海を流して白くあり今一は村より船を引てわく後ろ人衆多く回船つと

〇結取清水

結取清水を祀りてこれを祀りてこれを祀りてこれを祀りてこれを祀りて

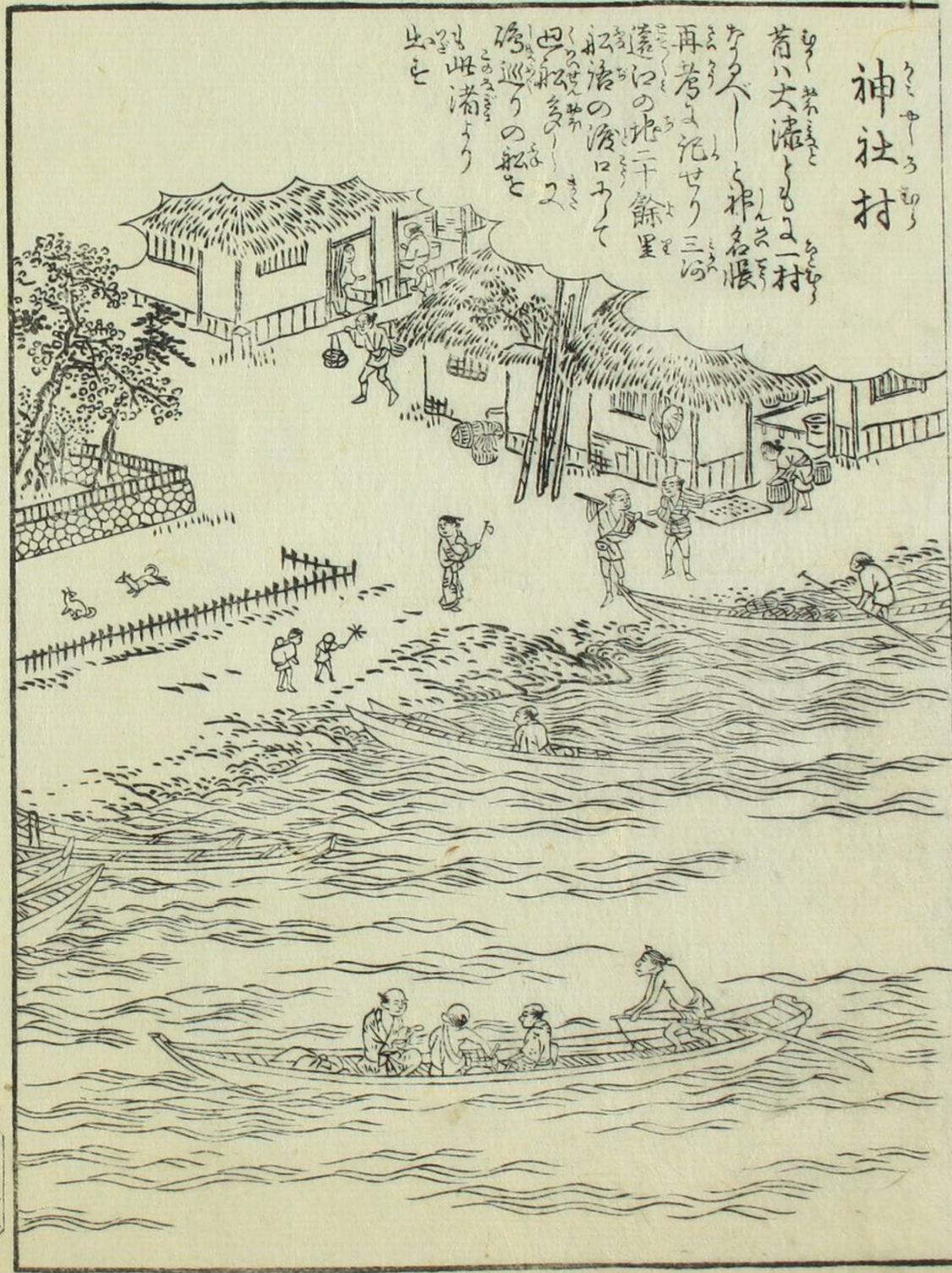
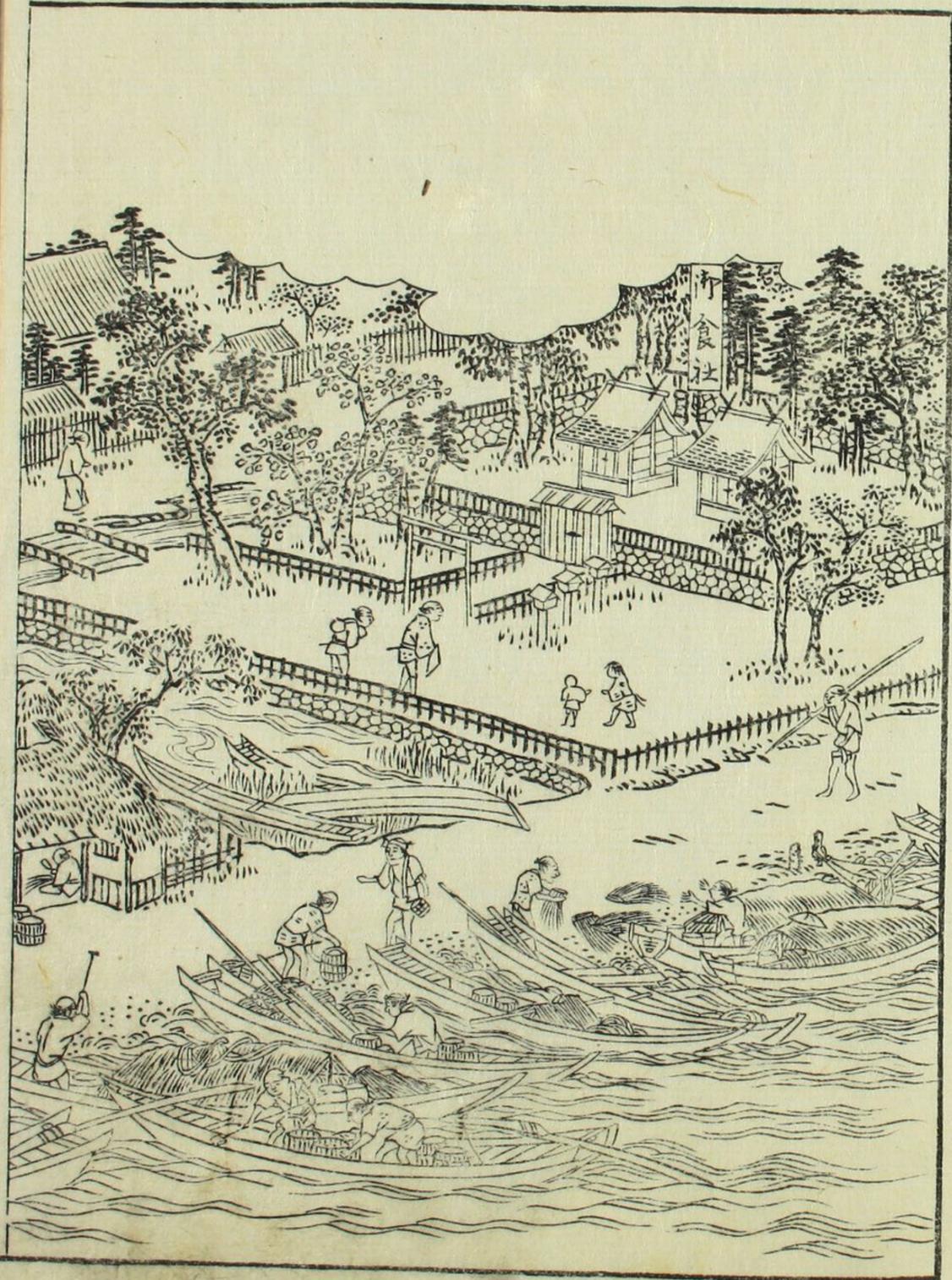
志賣屋社

大湊の西の入口 儀式帳又外宮御社八座の内之儀式帳又水戸御食都神社

神祇本源

又の尾瀬社と記と賣字の家の字の誤り志賣屋社なり





神社村

昔ハ大湫とも云ハ村  
 考マシタセリ三河  
 遠ハ地ニ千餘里  
 此ノ湫ノ口ニ於テ  
 巡リノ船ト  
 此湫ヨリ  
 出ト

八幡宮 大なるもの 川のほとりより祭まつる幸をまゝ社家清原氏両宮の支配を受

とせしめ祭をまつて叙爵を任勢國中よりかゝりて創とく

今一色村 多城渡の南あり 此村の南より入海ありて南より向い東に北より南のち

高城濱 此村の東の二見の郷の内 毎年九月十三日御濱出の神事とて外宮

徐宜此濱み後を修一後湖をわいし清まる 修し長官 此辺より西太

神宮の御垣をくらの溪あり渚み居あり

打紙濱 二見の郷 郡中の人父母の喪の服とぬ時定しく垣ありとて

或此溪の汐を汲そ敷く浴湯とあり

新名 伊勢のや浪の赤しり月とて波風何きき其浪萩

清渚 松下村より今一色村の辺 汐見らぬばと紙ありて全剛が橋と

二見浦 二見の郷 伊馬樂伊勢の海のきり此渚の汐見らぬのりそと橋あり

二見浦 二見の郷 又後撰集に伊やけのつらひは伊勢國とまう

御垣殿 二見茶屋の西 西宮御饗の料とて御垣と焼て納豆とて

西宮東西御垣殿を摸して造り祭神の御名を古書に見  
えど式ハ西宮御垣殿をより二見の地を神といふ堅田社とも又大園  
玉社とも云式内より二見地を神といふ大園玉命とて必せり 毎月御垣殿の式  
日よはこのをより  
伊馬不在はをりて良殿より宮地の入り御垣とてありて地の名より伊馬とて  
これを清渚とて御垣殿人二見より外宮まうの途申まうとて伊馬とて  
志摩國御垣より此御垣をせむとて

二見の神とて二見の御垣殿とて代り浪うけありて 長明

立石磯 江村人の御垣の磯の海中左右に立石あり 此石の磯と湯み

醜して沐浴し清きとて女垣とて此の御垣とて

三狐神 立石磯の南あり 此ありて

山田宮 山田宮の御垣あり 二見の郷とて

二見浦 二見の郷 七郷の郷名を七郷といふ

江村 江村の郷 三津 三津の郷 山田原 山田原の郷 溝口 溝口の郷

を南三郷とて はたは 是内宮殿之屋村、西村、出口とて三郷とて

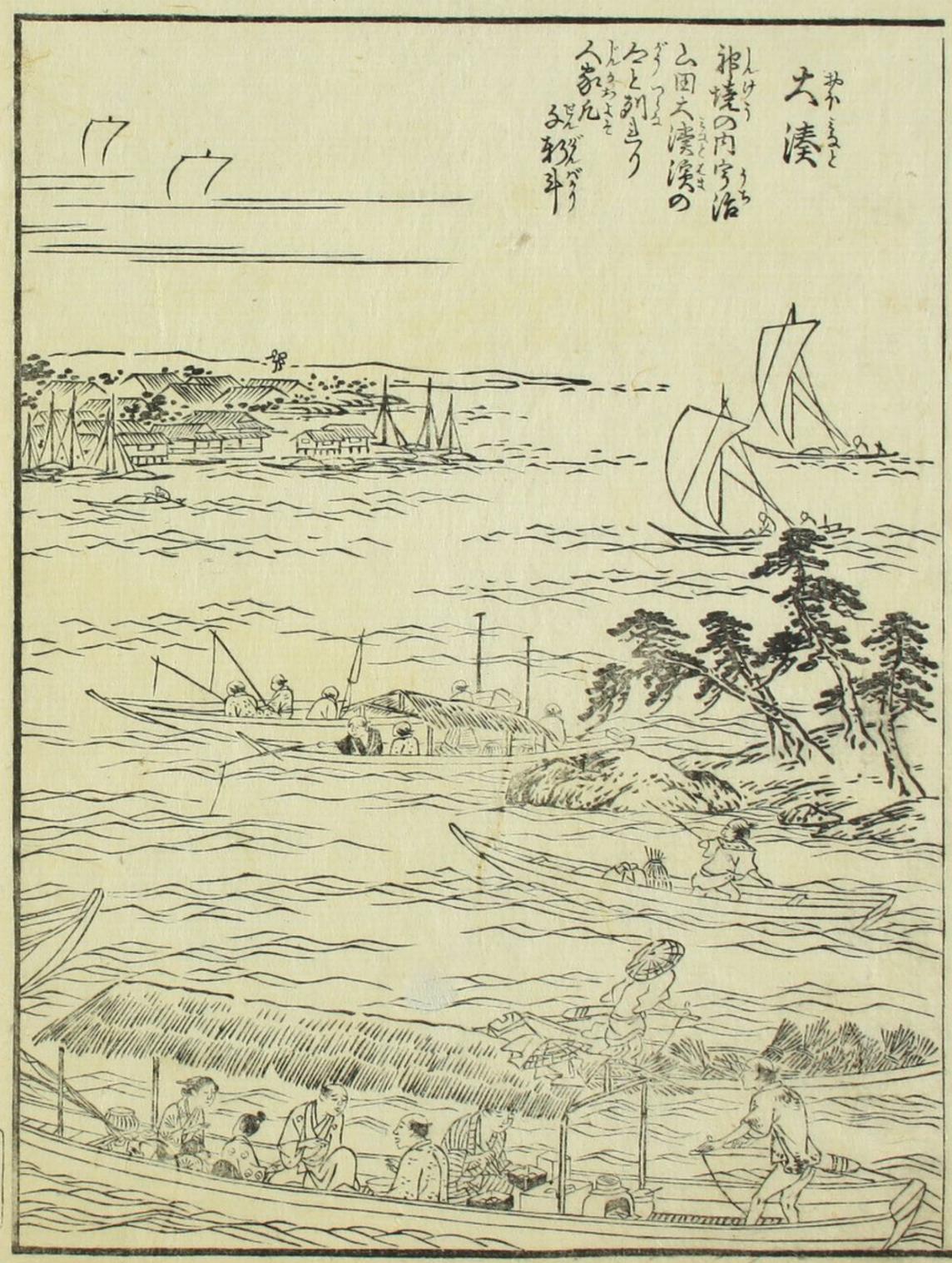
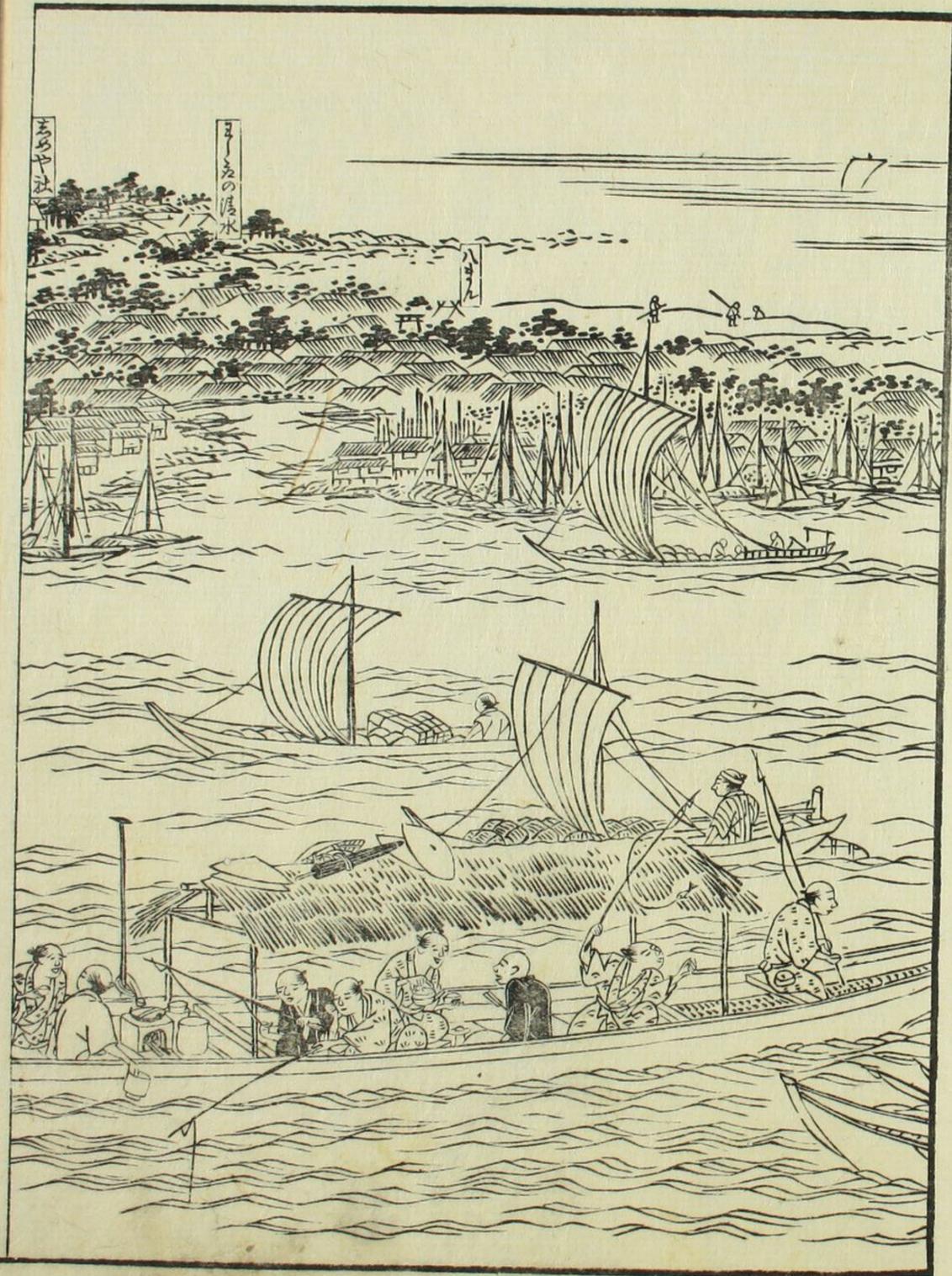
所名

所名

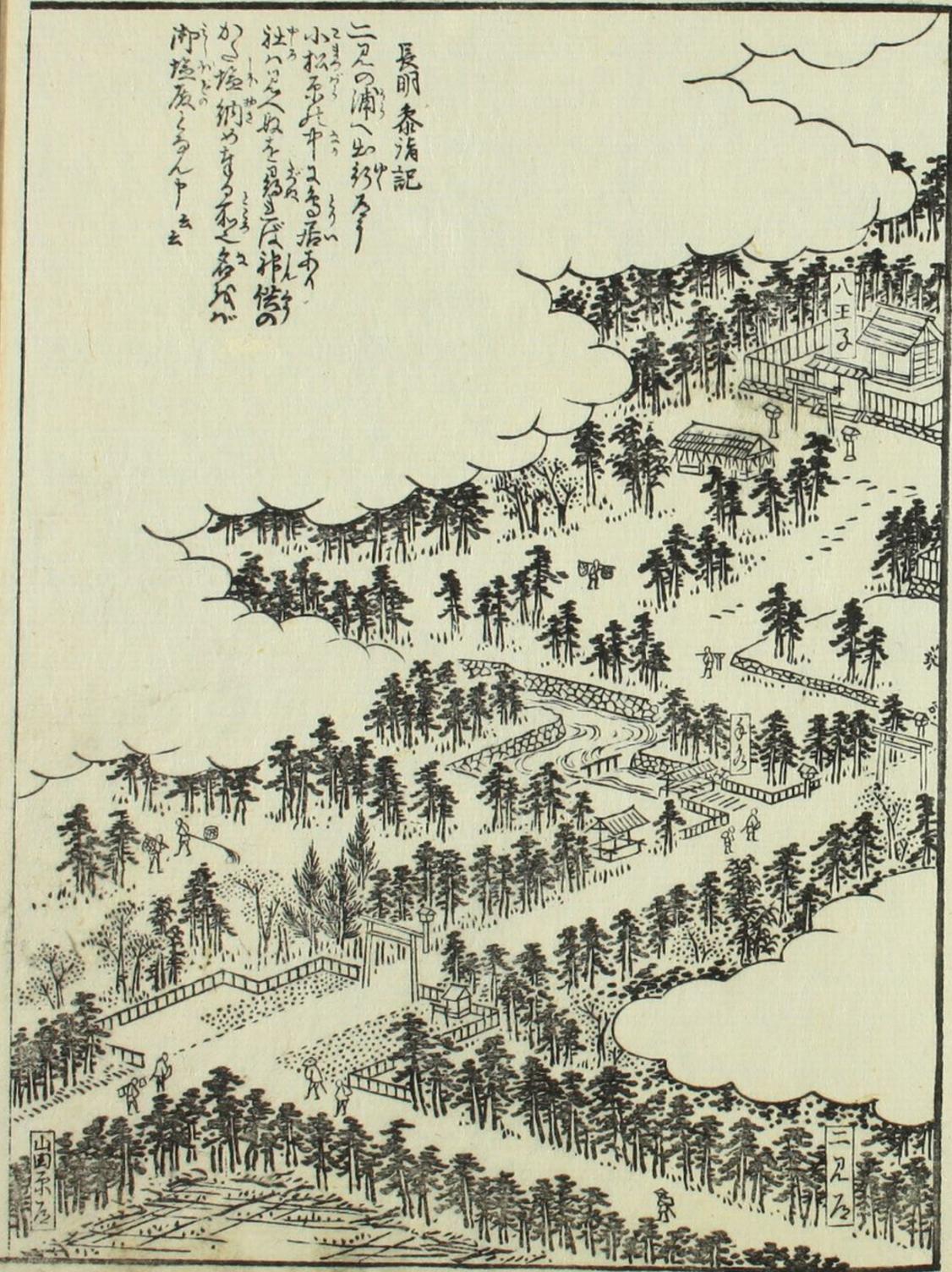
所名

所名

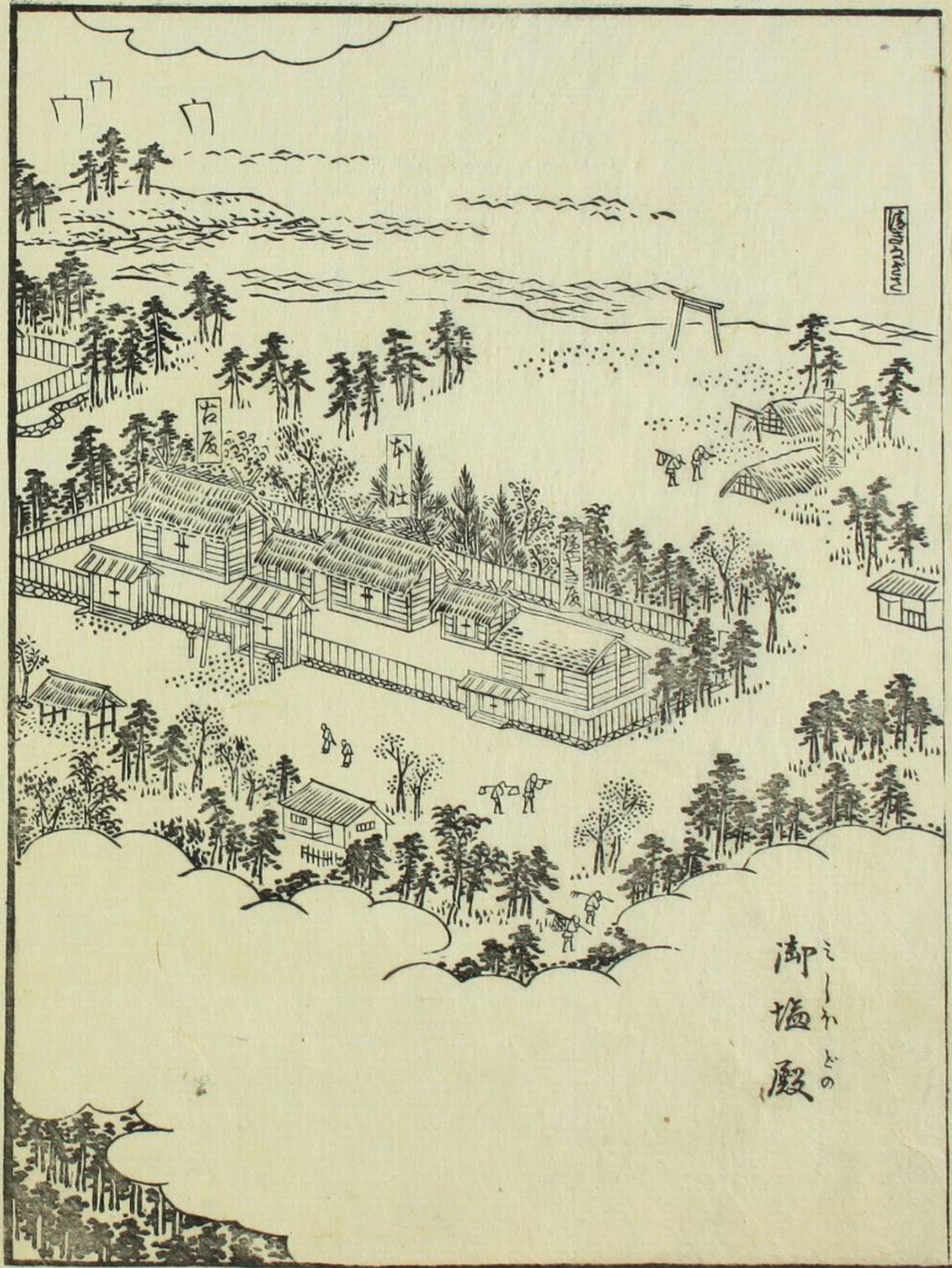
所名



大湊 オホナヅ  
 神境の内宇治 カミキリノウチ  
 三回大湊溪の ミタビオホナヅノ  
 舟と列 フネとレツ  
 人家 トコロ  
 五ノ四十一



長明春清記  
 二見の浦へお参り  
 小松平此中にもお参り  
 社へお参りお参り  
 御蔭殿と申す云



御蔭殿

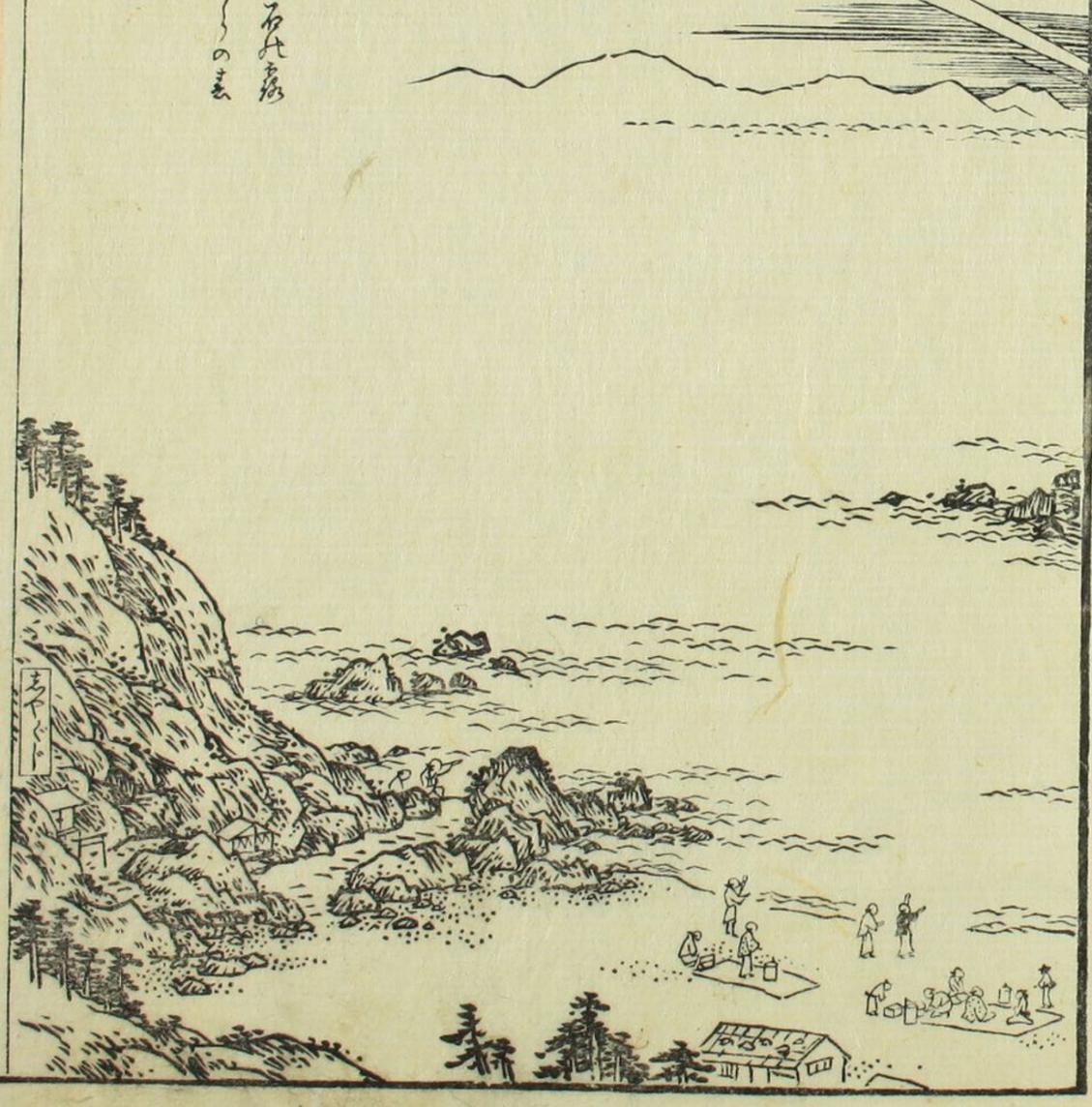
二見浦

二見の浦と瀟湘の海  
切りの熱名で此とま  
と六段連と三の石  
二見の浦と二見の名義  
洗くわれも悪く塩  
どうれもつた波の手  
ぬきつるくの貝と拾ひ  
産成るあつた網とま  
してはまの志いとも甚  
真あり  
或は石の海連の真玉  
の輝不うと遠沖の二見  
岩は波干にも見ぬ岩  
津ありと猿回産さく  
只の二見浦とま  
まにともつた二見の浦  
海と書てて海の沖  
を拜もつた二見の浦



つたはるぶるうう  
又後の二見の浦とま  
りのうらまうてま  
珊瑚はゆるる石あり  
又旭は富士をえんる  
まは清泥、まがど  
日の地下と離んと鉄も  
同い全くとくま  
二見の浦とま

世に二見の文堂とらひて  
必し尾崎とらひて  
連多や、麻を文堂  
とくまき石の文  
せより、舊の文  
硯とらひて、やうがとらひて  
うま、二見の浦とま



の終る今一む村を合て山三つと云そい外宮の六御とてこれと七々といふ  
四一徳とて中法の礼を武家の地とめて其後寛永の法今一む村の長  
徳訴して終る元のぶく神代といふより其の人皆立石橋をの二見といひ  
誤く二見といふ沖波といふぬより

拾遺集甲  
まもかかるといふはういふは神風浪と夏の夜は月 定家

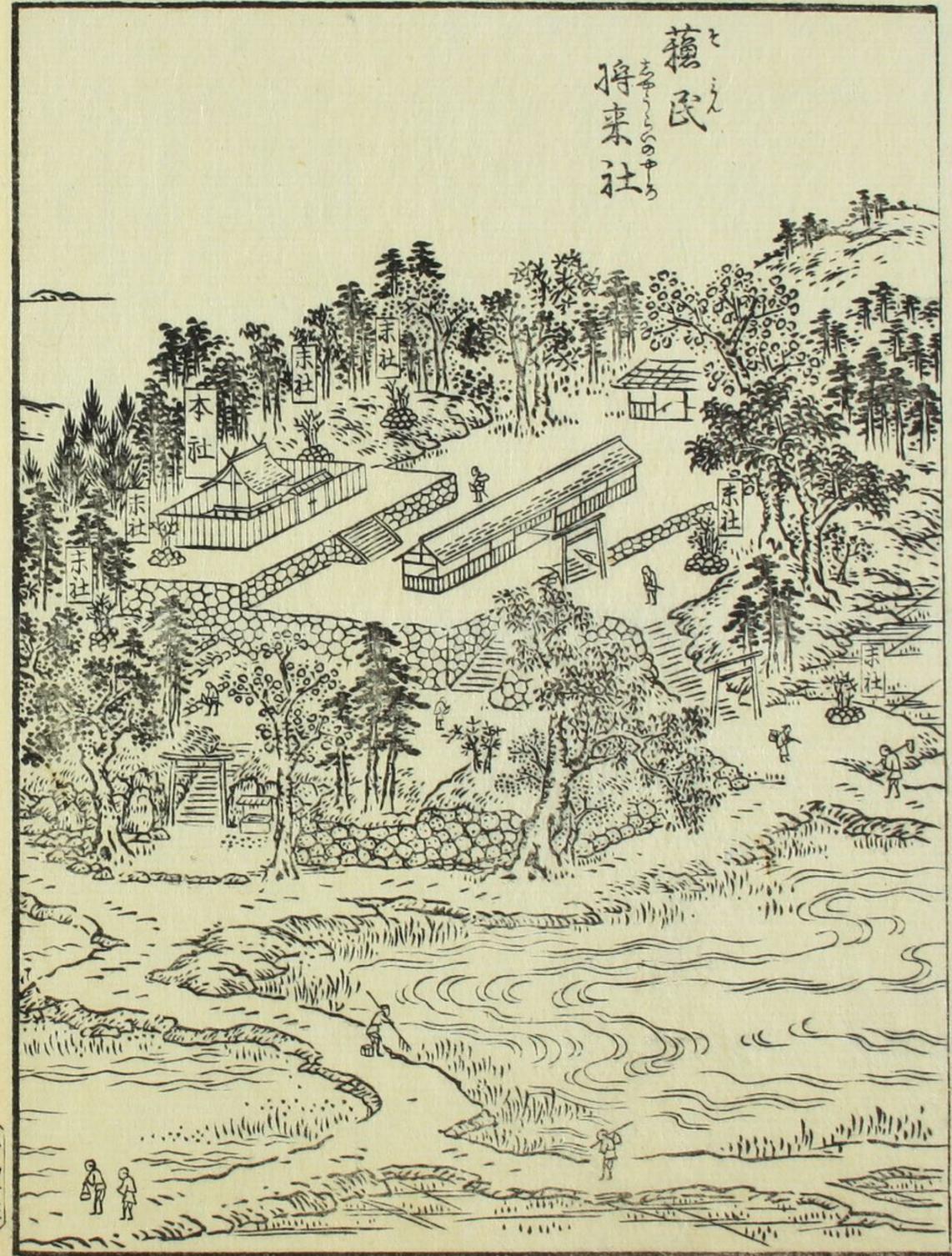
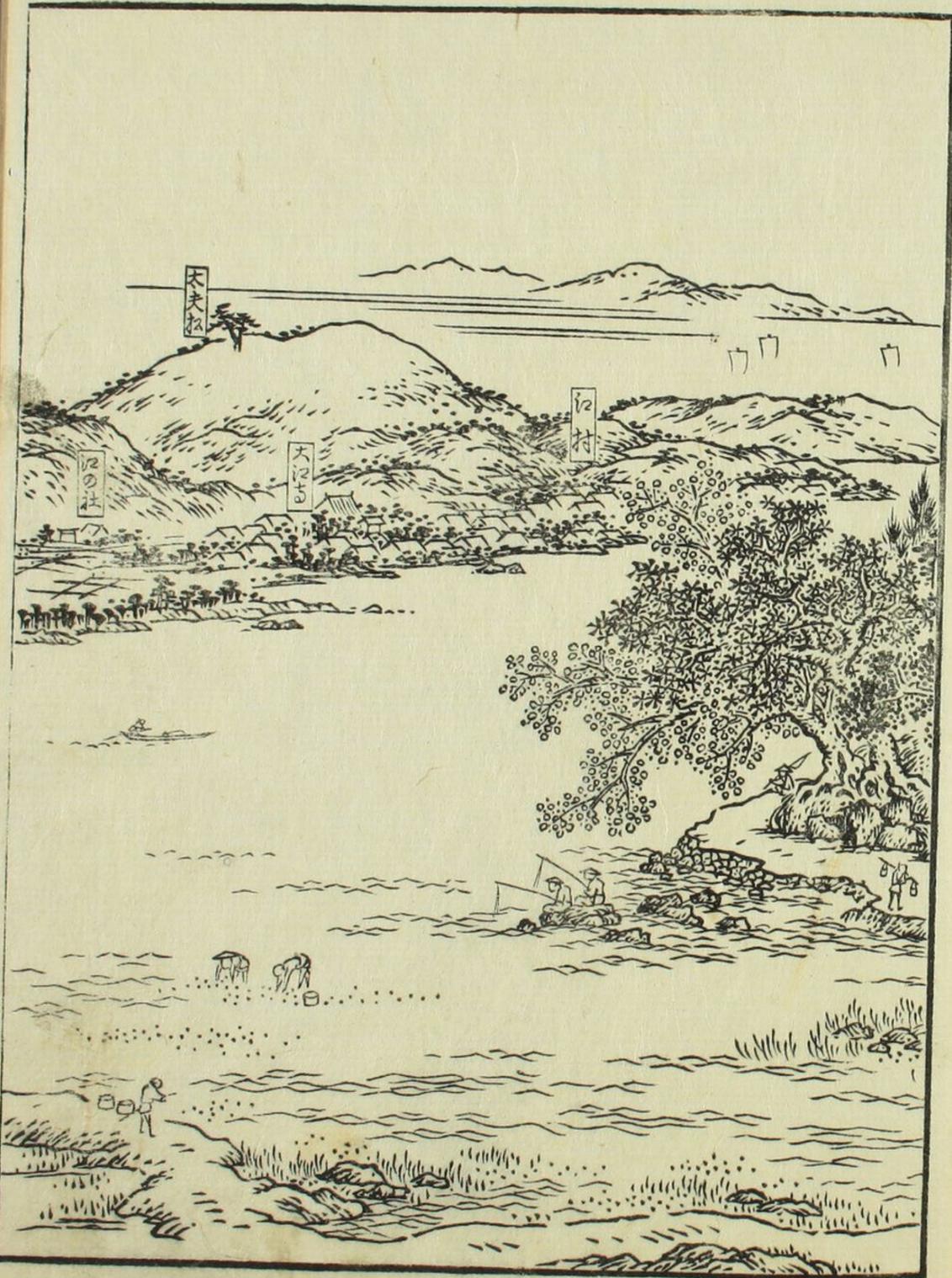
五つげとてこのは本のもういふは明於其の夜の月 源親房

系清記云これ浦の系をそと見たり都て他人はうもまとの般とあり遠浦  
眺とて万橋の雲烟と和し流島磯とて百尺の巖月とていふて  
と世浦は佐良明神とて古は神ありとや他人より巖の荒れとまぐとて  
とありと沖津浪あまのまもるるわが松の落葉にま向のるの煙とて  
津さびより俗に家をいふとて大波の浦もあつたにわく候勢のうも  
とるうふるがやらた南はゆゆとをともむれば白と砂雪があつたりて清と  
とこの名はあつたりと浪風とてういふ荒き波辺の岩をわらうと山陰  
遠くわらうは入海のうまをたつとて江寺とて観音の聖地とまつらぬ若き  
のる石橋も般をわけて溪の漣音とてうかり若き舟拂とてうらたは  
ま竹み携りて遠たつる岩みあるをうらとて僧坊ともありたりとや

中はまど世の中は静かうぬよりて禪後の止後とてたよりりは  
後世のには字あつたりとを煙うげすも漁舟のわらう世の波をやく  
のこる松繪よかうらとて是やこの音あつたりとままのまのわらうと  
と人も誰とていふともそと中界霞よりとて浪蕪の風とてよやく若き  
押りぬるわらうの波向をたつとてわらうの浦辺の真岩若の系とてわらうと  
のまら海門より松の帆うげり万里の波み遠とてうらとていふとわらうと  
みらるの涯とて雲の波烟の浪暫とていふ海のとていふとわらうと  
中より修良庵とて海深まかるとやとわらうとわらうとわらうとわらうと  
この灘の名にわらうとわらうと波治わらうと家士のうらとてわらうと  
て雲うわらうとたれとも伏籠とての中うらとて風みうとてわらうと  
りる一ふ里の名もわらうとわらうと一浦の地景とてわらうとわらうと  
あつたりとてわらうとわらうとわらうとわらうとわらうとわらうと

老の浪とてうらとてわらうとわらうと二見の浦の名もわらうと

破らうけのるははしむは後とてわらうとわらうと古寺あり安楽とて中  
不かり是も西郷と人のとてわらうとわらうと回廊とてわらうとわらうと  
宮川のあ合をも此にわらうとわらうとわらうとわらうとわらうとわらうと



今も此屋を其の日に  
 已来承継すに要す  
 然れども其の  
 送りありとて

今も此屋を其の日に  
 已来承継すに要す  
 然れども其の  
 送りありとて  
 公の根原曰 素直  
 鳥言即祇園の祭  
 午改天を以て又武  
 天作もや之南海  
 の女とて娶て八王  
 とせせ給ひ彼風  
 の付も其女とて速  
 流のりり首と三南  
 とらへ琉球國の  
 かく則祇園巨目  
 琉球人かたへ今  
 琉球の名に城来親  
 など此名あり琉球  
 勢宮といはて海  
 大王の女といふ  
 琉球のりりや  
 本よりいふ  
 南海のりり



寛也此風俗まらび一寺の僧侶も破路はろこそそとひたうし今令破辺はへ  
 の路みちはむねなれたるよもあらん下界  
附言 毎多十月十五日の夜子刻文渡二見浦の沖波于て路みちしく産うりて破路の破路を  
 さかろくもあらんつゝと七波日といひくを圃の奇観七聖ありさかうる三河圃  
 (歩)終はつり終つる。按るは破路を浦の波于三月日あり三月日あり三月日あり三月日あり  
 早波の海大三十日海津川の沖あり肥能圃をぬせ六月廿七日初日の事と云く  
 其時海初平の日よりして地日みゆるこれに波は三月月波の奇観と云く  
 興玉石おきたま 斗沖ありまほひみいん波満ぬこいんとどき神の霊のまき  
 母懐其外はは種ねの石を丸て此辺二見石を和わ白き清石の草堂の別の中あり

興玉石

江村

附言 小島権少源風永御の家集又二見破却の事云云馬をせられ七月の事  
 一説はやぶれにとらふはつちの破路はとろついで申す云々一説はとろついで申す云々  
 五子ごこねらう破路はろをこつて此と釈とつてをたれり  
 潮音山大江寺真言宗中尊觀音二王門あり附言 此寺の破路はとらへたれり  
 江村江村の巽 三郎あり 系神長口女命大歳神祖神宇賀神魂命三座之内宮橋  
 社二十四座の内へ 江村の西あり 〇両岸このあり 〇亀かめ木きあり

潮音山大江寺

江村

松下江村の波を 越へ向ふ此村の東南六町に森あり天王社産と一説は神社  
 〇菰こも氏うぢ社やしろ 天玉の煮あぶる細画こま上かみ記しも  
 藤繪松 三津浦と江村との松原をいふ金葉の芳よしよりて名取ともいふ  
金葉 〇くくげ二見の浦の奥まげまげまらぬ松まらぬのちちまま

系清記曰 江寺より林やしの浦よりして眺ながむに曲ま浦波まを落おてぬ松まつは画えるか  
 これや春はるみさし赫さの松まつかかるといふと惟ただ又同またなりたゞ多たく破やぶ路ろとらふと云く  
 浦松似畫夕陽裏 光眼摩あきらめ沙女責さ苦吟 水自細流列天心 雲晴雲起山  
 高下 潮去潮来月浅深 六十余年漂泊處 江湖風景不知今

所名

〇藤繪明神 江村より三河浦あり 江村社と同じ内宮神樂あり此神名氏唱  
りつとま

此余も破路はろ廻り熱國の上又順路の大流を記ととらふも  
 旅人の絆ゆづりむねに候たよりりつてありしか波合なみあより三津江村と  
 〇二見津渚高松大津川流へゆれあり又江村より  
 を借かりて多相渡たごりと記とと見と多相と破路とを借かりてとらふも  
 便道びんどうと記ととらふ

嶋島巡覽

ふ水の癖と病  
いんちまの津風  
怪勢の谷と見  
羽後うらやえす  
うらな名の見  
多くけみたぐひ  
ぞ侍も又糸三  
五路り又も見  
と泳で方をの  
又さうあられ  
とてむくはき  
のま棟はしそ  
炭岩のうける  
ちりしてん  
さちうれと



ひる川山

龜森

うら舟

音山  
大夫松

日の社

塚田社

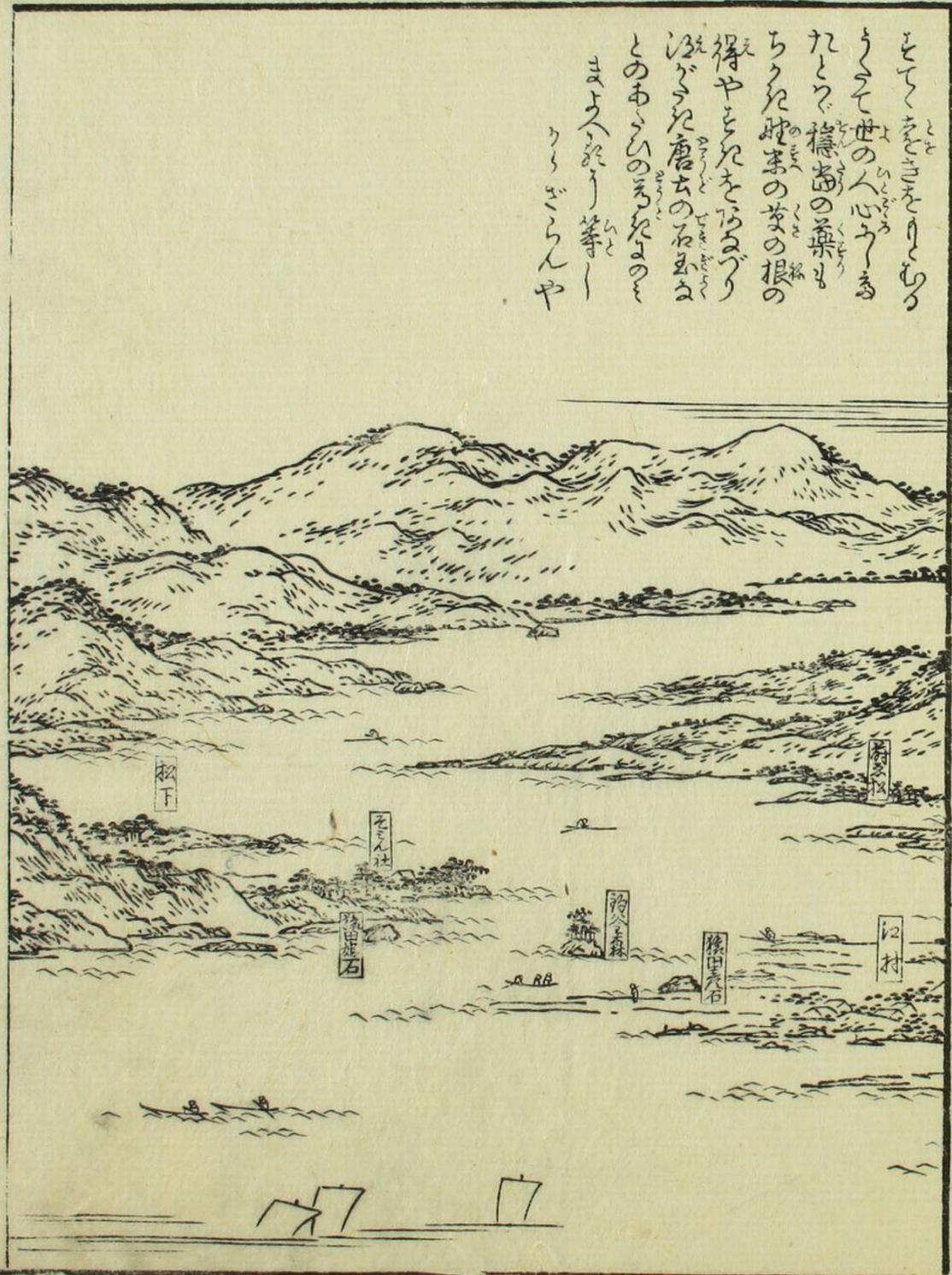
五石村

三ノ浦

文江

五ノ四十八

とてくきをり  
うて世の人心  
たて穩海の葉  
ちくた此葉の  
得やそれそ  
はがた唐古の  
とのあひの  
まよふ  
うらざらんや



新島

仁村

後田六石

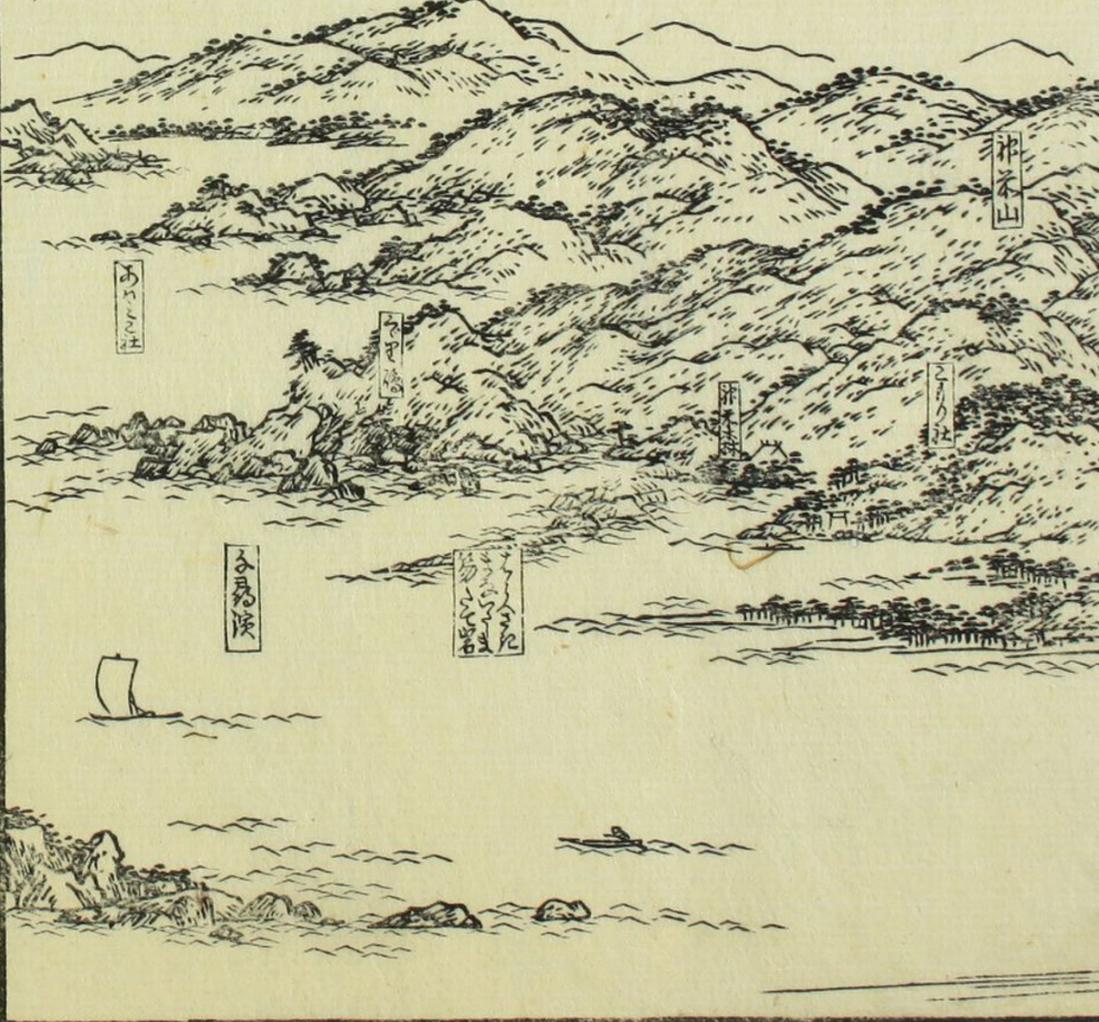
狩人森

後田石

松下

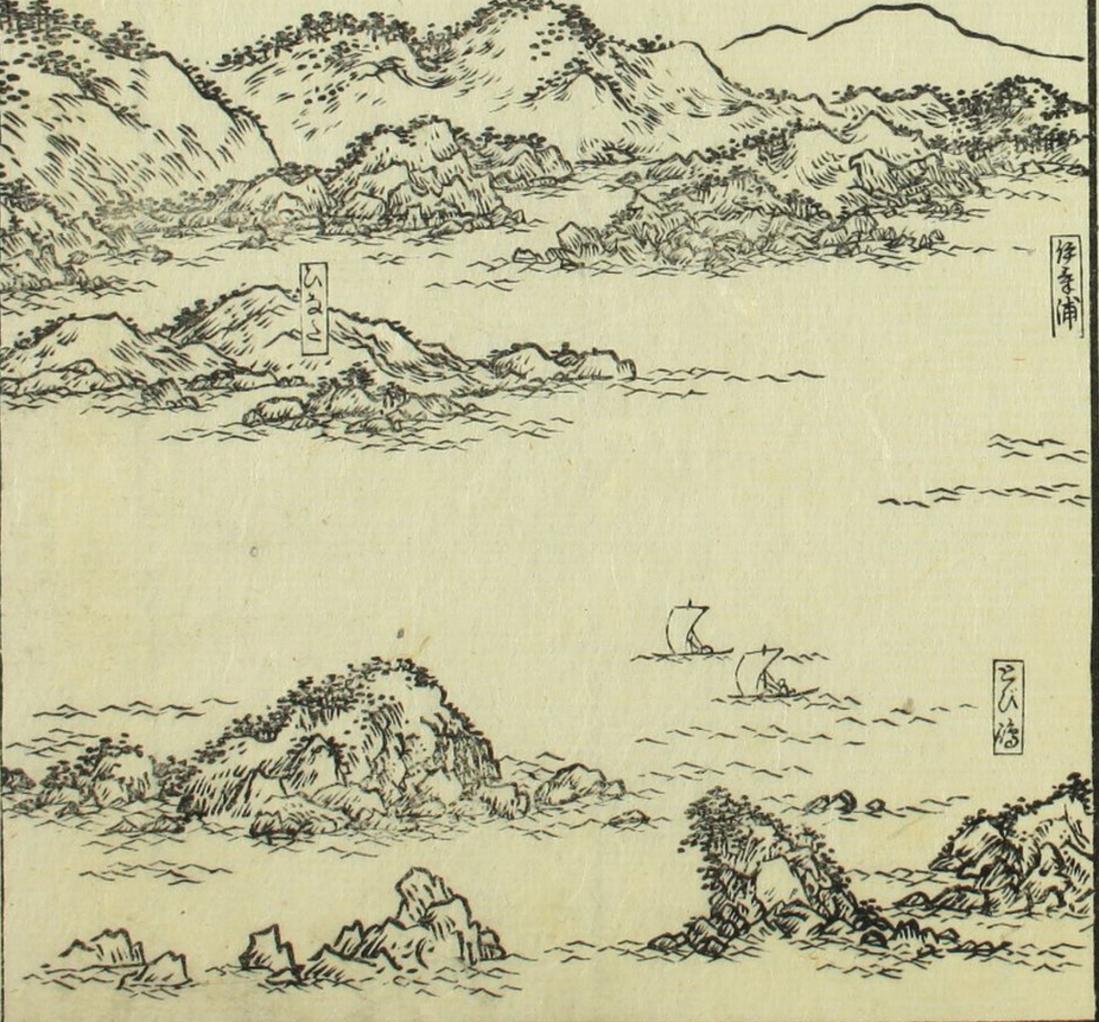
所名

許母利神社 松下村海濱の  
 系神粟津神の内宮内宮神社  
 十八石の一なり  
 神崎山 世記又西行法師の  
 竹り多る女正宮と云ふ人  
 ちうと連ふなどし竹り一時  
 海辺の落葉と云ふを  
 林を中神崎のいささか  
 ありはまのりりか史 長明  
 神前神社 後武帳又團生神の  
 善法は妻命と稱す  
 世記曰荒系姫命初地を神  
 と云ふ地を二尺の層修と云ふ  
 六月十八日内宮の神人十人神  
 漢出の俗式ありけ付江村の里人  
 を水を飲む初湖青山大江寺の  
 不月と毒母の水  
 授傍 荒傍の尾先神へを丁斗



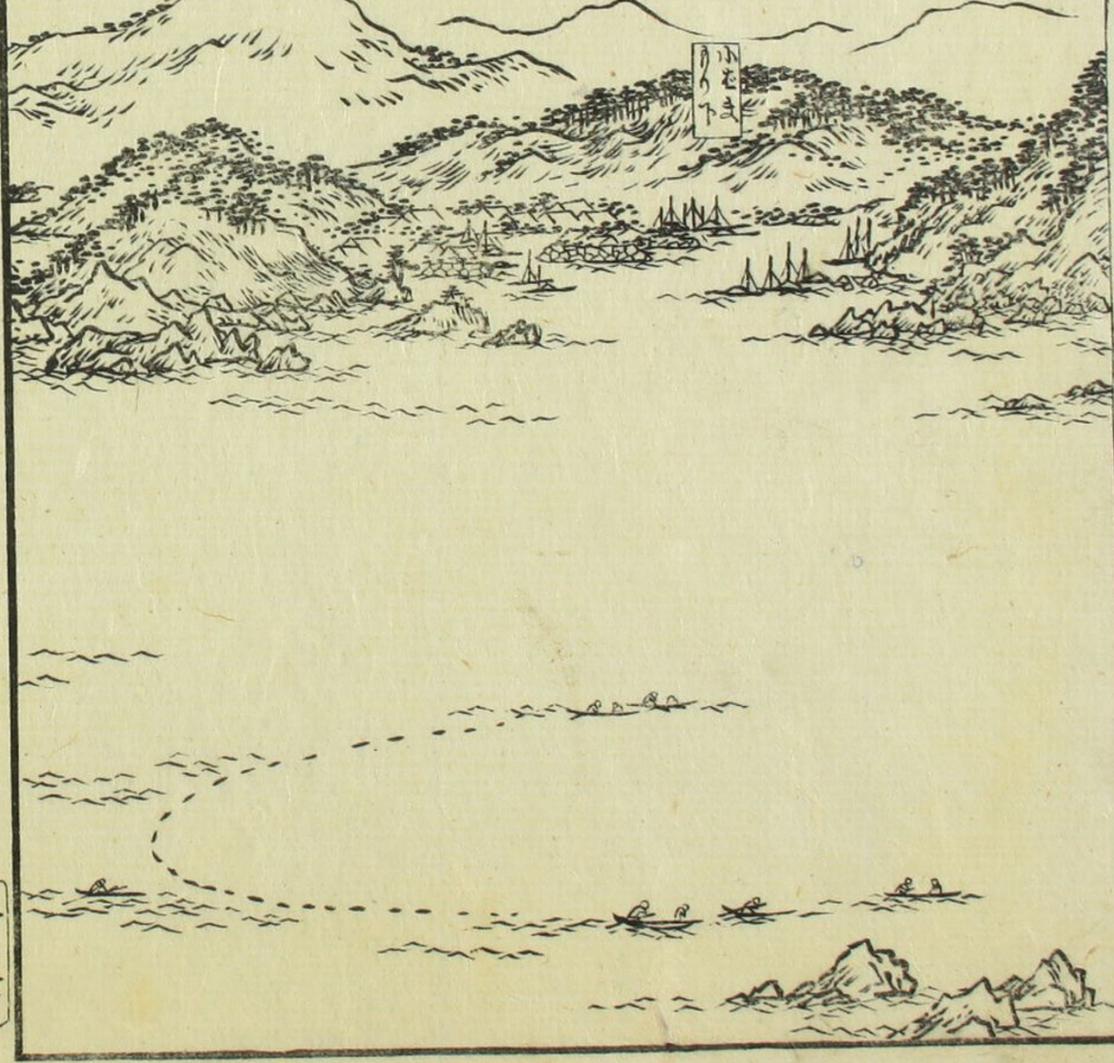
所名

はきあつる平かな大岩を俗に  
 組板邊組板岩御産岩とも云  
 満波のいづれと六月十八日  
 内宮の神人十人神頼乃  
 破葉を五巻うて久夜  
 け芭の一字田村若のいづれ  
 不月と川側あり  
 右の傍にありて神人  
 笏立石 の笏と押るなり  
 潜島 若傍の尾をいささか  
 とく岩といはく大方洞完  
 ありくるとぬかるなを号す  
 子見の海とも云  
 神崎海濱の辺と云  
 世の海を名の深ふいらふも  
 今つてふかひく事なむと 数巻若  
 伊弉浦 の船をうへ今つて志  
 の内宮於村下村の舟あり

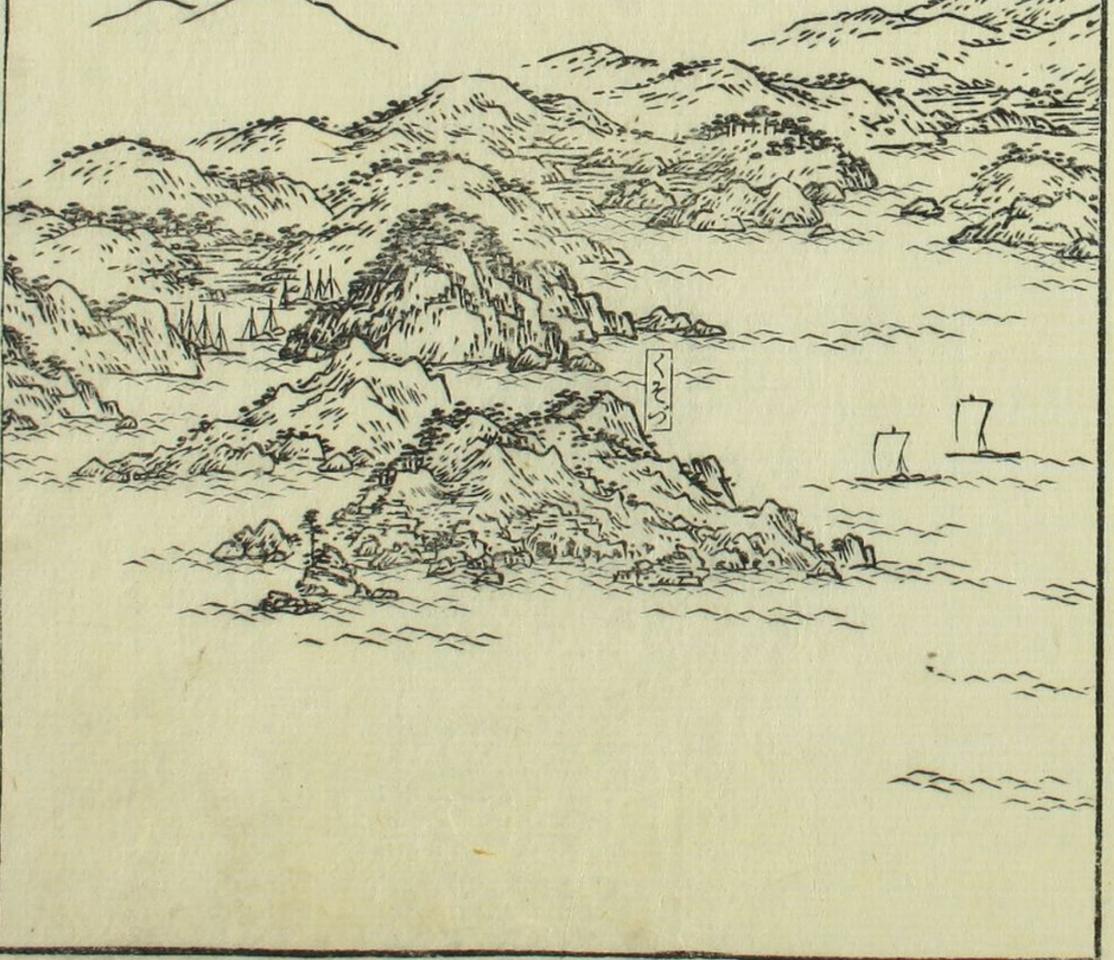


所名

ての中へ流く入るは中  
 の鯛共不種々の魚集る  
 りありを修善浦の夕  
 と松月山月海より毎  
 百と修善浦より修善  
 粟の皇子社 修善浦  
 魂道皇命内宮持社二十  
 日産の内あり

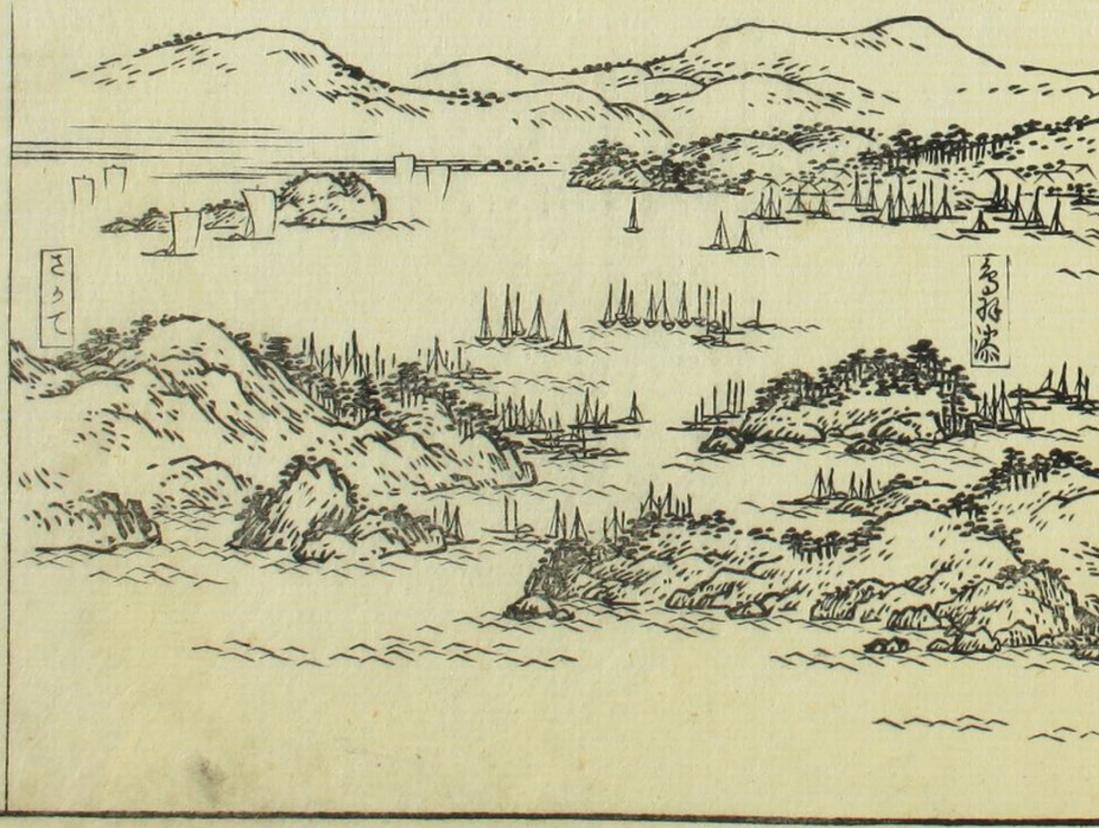


祚島 斗の荒海にて  
 深瀬 深瀬の引の瀬にて甚  
 小湫 人跡又十軒余あり大  
 森下 小なる船のようを  
 有瀧 由曾津 荒磯  
 宿浦 花園と云  
 祚津 佐  
 右に不風治みかまひを



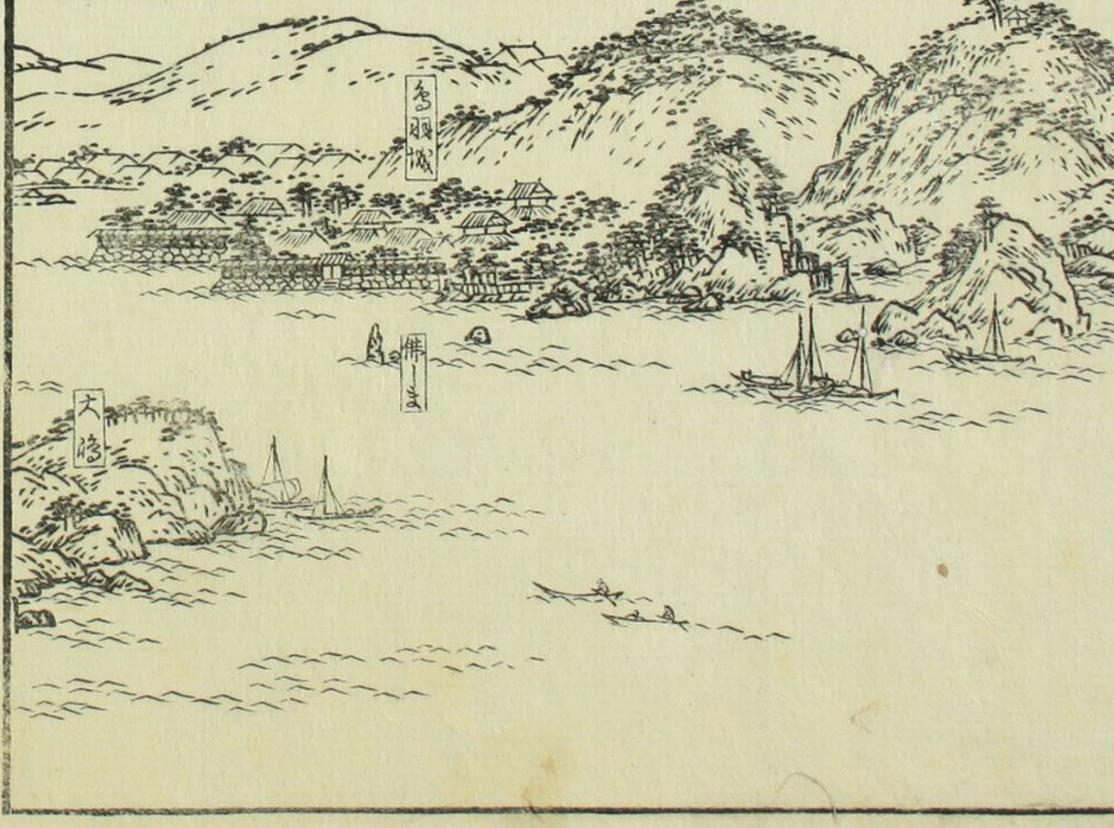
所名 所名 所名

**波美地澳** ミチノエ  
 此の地は波の美なり。昔は波美地澳といふ。今波美地澳といふ。  
**斗車小島**  
 斗車小島あり。七里に方之。  
**伊良仰島**  
 伊良仰島あり。名長尾浦を越ゆる。東南二里也。  
**酢我島**  
 酢我島あり。名長尾浦を越ゆる。東南二里也。  
**伊良仰島**  
 伊良仰島あり。名長尾浦を越ゆる。東南二里也。  
**波美地澳**  
 波美地澳あり。昔は波美地澳といふ。今波美地澳といふ。  
 斗車小島あり。七里に方之。  
 伊良仰島あり。名長尾浦を越ゆる。東南二里也。  
 酢我島あり。名長尾浦を越ゆる。東南二里也。



所名

**日石山**  
 日石山あり。名長尾浦を越ゆる。東南二里也。  
**佳景の画**  
 佳景の画あり。名長尾浦を越ゆる。東南二里也。  
**佛石**  
 佛石あり。名長尾浦を越ゆる。東南二里也。  
**鳥羽浦**  
 鳥羽浦あり。名長尾浦を越ゆる。東南二里也。  
**斗車小島**  
 斗車小島あり。七里に方之。  
**伊良仰島**  
 伊良仰島あり。名長尾浦を越ゆる。東南二里也。  
**酢我島**  
 酢我島あり。名長尾浦を越ゆる。東南二里也。



附録

祭祀の事

○非衣糸 九月十日 延嘉式云和妙衣廿四疋 八疋の度とを尺又寸八疋の度と一尺寸す

鬃若糸 頸玉 手玉 足玉の緒 袋襖の緒の糸各十六丈 縫糸六十四條

各長 長刀子一枚 短刀子 針 鉾 鐸 箸 糸 玉串二枚 韓櫃

二合 一合の衣を盛 一合の衣を盛 荒妙衣八十疋 十疋の度とを尺又寸 刀子

針 各廿枚 韓櫃一合

○月次祭 六月 内宮より 赤引糸 十絢 本綿大七斤 麻大十二斤 酒米十石 米二石三

升 祚酒 九斗 右國の祚酒 雜穀其九 酒よりく供

外宮の供進これに准して六月廿六日外宮十七日内宮をまつるは  
十入日の黄昏以後祚宜滿の内人物忌等祭奉ひく雜の物を陣列して其の時  
を供し丑の時又祚酒供して祚宜内人等祭奉と奉ると言ふ所宮仕へ給ひし時  
に十六日の平旦又宮中に入命婦女孺など拜禮の式あり九節の奉も子名奉とぞ  
奉しつるよし

○ 祚嘗祭 九月外宮十六日 祚嘗とも其奉の勅教を祚祗に供する祚嘗祭

と云 祚代奉又天照大神新嘗まじりて内裏乃新嘗會又同日  
朝庭より幣帛内宮神一疋 西面一疋 深紫綾 浅紫綾 緋綾 中緑

綾 各一疋 柳葉三合と盛るる方又三疋 御衣三疋 是ハ祚宜又月封戸の調子取收り

調子糸指 百三十疋一丈二尺西宮別宮に配りて入るの幣の指口使の指の料糸綿本綿麻

右祚宜内人各服衣を差く左右より宮中より次々使忌部幣を掲げ次々

馬次又使の中居次又使の王内院の版位に就て使の中居祝詞を申し又祚嘗の司

祝詞宣ふ此余の儀に月次多に日くく収りなれ  
○ 右の三祭を三時の参り又三節の参りもつるなり  
○ 月日祈 毎年七月内人これを風の宮に執りて拍流しの神りとも

○ 新奉祭 毎年二月又執事と歳の時合帳度うく其奉を新奉祭

初儀也の日大祚宮司使者として外宮内宮に幣帛を献る者のおも 別宮格

○ 山口祭 毎年二月又執事と歳の口及び其の本と云ふは祚田所管ひのこれと

参りて後 祖祿を操る。織人形 鏡 秤 各一 長刀 各一 手拵 柄 強張 五色唐衣 各

本綿 麻 此余酒等魚類など雜を供む

○ 幣帛使の奉 續日本紀孝謙天皇天平寶字元年又修勢志祚宮に幣帛使を制せらる詔して

今より以後中居祝詞を差して地壁の人と用ひるを得るれと令し給ふ後より例

兵器をぬく祚祗と祭るなり

壽仁天皇廿七年秋八月朔宮に令して兵器をぬく祚幣とせんといひ給ふ

老之老より及び横刀とぬく諸祚の社に納めらる仍く又祚地祚戸を定む

時とすくは祚祠又祚室一種を納め給ふ天皇天皇又始りお禮て延嘉の式

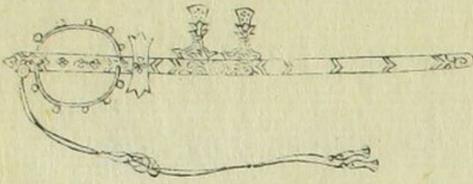
且も載せ給ひしと云く金豆取ぬく造る今の宮造の本本銀本取も同じく金豆を  
て飾り是金く古幣の透風は青とぬくは是由也と云くこれる祚の余葉を平乃兆  
若くは仁德聖帝靈民の御心をりて茅宮に居給ひしも輕易ふはあり御徳

の厚さより入り大内裏乃造管よりと毎別な厚徳とよみあはせたりと  
 時よきさぐひ後をたくとれ後方より一既と御非室の中 標 麻笥 加世比等  
 の器も大古き器曲物竹麻壳等を収め造りしもの

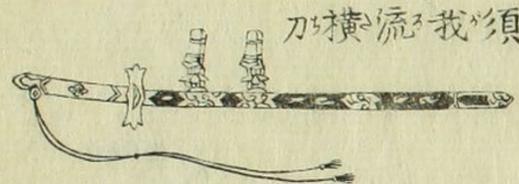
神宝廿一種

金剛多利二基 高者一尺一寸六分土居徑三寸六分  
 後て入る器 金剛加世比二枚 長者九寸六分手長八寸五分  
 倍オケト云 右に種目く銀洞を以て各一ツ宛と造る 棒弓二十四枚 長者  
 長一尺一寸六分土居徑三寸六分  
 又七百六十雙 長二尺二寸 須我流槌刀一柄 柄の長六寸 鞘長三寸 其鞘金銀の泥を以てこれを  
 柄の長六寸 鞘長三寸 其鞘金銀の泥を以てこれを  
 又七百六十雙 長二尺二寸 須我流槌刀一柄 柄の長六寸 鞘長三寸 其鞘金銀の泥を以てこれを  
 柄の長六寸 鞘長三寸 其鞘金銀の泥を以てこれを  
 又七百六十雙 長二尺二寸 須我流槌刀一柄 柄の長六寸 鞘長三寸 其鞘金銀の泥を以てこれを  
 柄の長六寸 鞘長三寸 其鞘金銀の泥を以てこれを  
 又七百六十雙 長二尺二寸 須我流槌刀一柄 柄の長六寸 鞘長三寸 其鞘金銀の泥を以てこれを  
 柄の長六寸 鞘長三寸 其鞘金銀の泥を以てこれを

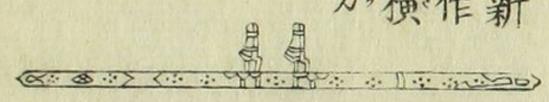
玉纏横刀



須我流横刀



新作横刀

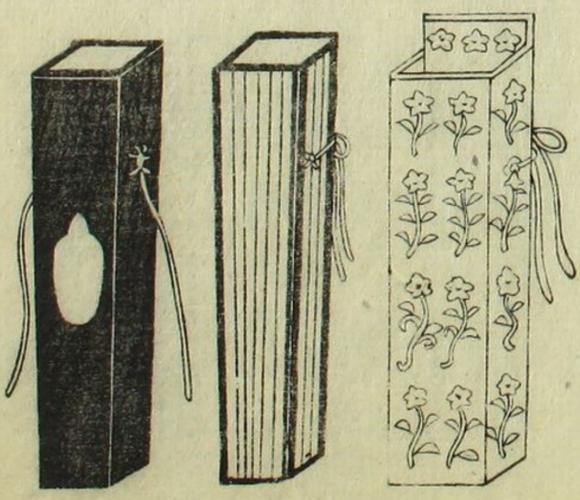


右六種軍器考又視る可

以上

を張る玉纏のくわりて緒  
 玉纏横刀の玉纏は、柄の長六寸、鞘長三寸、其鞘金銀の泥を以てこれを  
 須我流横刀の玉纏は、柄の長六寸、鞘長三寸、其鞘金銀の泥を以てこれを  
 新作横刀の玉纏は、柄の長六寸、鞘長三寸、其鞘金銀の泥を以てこれを  
 玉纏横刀の玉纏は、柄の長六寸、鞘長三寸、其鞘金銀の泥を以てこれを  
 須我流横刀の玉纏は、柄の長六寸、鞘長三寸、其鞘金銀の泥を以てこれを  
 新作横刀の玉纏は、柄の長六寸、鞘長三寸、其鞘金銀の泥を以てこれを

錦鞆 蒲鞆 革鞆



御衣奉事

蓋二枚 表淡紫の綾裏の綾の綾表三丈裏二丈五寸の蓋一丈一尺の蓋等二枚 大紫の扇二枚  
 菅笠二枚 菅笠二枚 替代絛帳三條 一條長二丈六寸六幅 一條長一丈九寸二幅 天井上置覆絛帳一  
 條 長三丈六尺 三寸度九幅 内敷絛帳二條 長一丈三寸 度十二幅 帷一條 長七尺三寸 度九幅  
 帷一條 長二丈八尺 度二幅 絛拾帷一條 長一丈三寸 度九幅 生溢絛被二條 長九尺度幅絛拾帷八尺  
 竊綿被一條 裏の綾之長九尺度 小紋紫被一條 長八尺度二幅 小文繼被一條 長  
 上 屋形綿被一條 長度上 小文繼絛一疋 表の紫 帛被三條 二條長を丈  
 尺を一つ一條長九 女竊綿一條 長を丈度又幅絛 床敷細布拾帷一條 長九尺  
 尺度幅綿被を一つ 小文紫夜二領 長三尺又寸白裏と付て 小文紺衣二領 長二尺  
 絛拾一條 長度上 小文紫夜二領 長三尺又寸白裏と付て 小文紺衣二領 長二尺  
 絛上 帛衣二領 長度上 帛裳二領 長三尺又寸白裏と付て 紫羅裳二腰 上 紫帯  
 六條 長七尺度 絛比袴八條 長尺又二幅七寸は外中にも出て領は 帛意領比  
 八條 長二丈八尺度二幅。ヲスハハ右の記は日本武皇の尾張の長受姫の許を酒宴  
 及び押入の今女二布湯具等の物とはなり 細布巾二條 長尺 帛巾二條 上  
 去りども二丈八尺とあり長と地尚考なり

帛九條 長七尺又寸一八分 綿履二両 長九寸 綿襪八両 長九寸又八分  
 帛袷八條 長二尺度 柳管一合 方一尺又寸 櫛笥一合 方一尺又寸 鏡  
 二面 各九寸 瀧原宮 瀧原宮 修雜宮とも二枚の表衣大目少異なり  
 加兵阿成帛八條 長三 白玉一両三分 中かを白 白管二合 方一尺又寸 綿枕二枚  
 長者尺又寸又度三寸八分 御道敷布二十二端三丈 表衣と納る韓櫃八合 以上  
 長二寸五分柳管二つ

同相殿神二座

左神料 絛囊一口 長七尺三寸 右神料 絛囊一口 長七尺三寸 絛帳二條 長六尺三寸  
 度二幅  
 門帷二條 長八尺九寸度又幅 日蕃垣玉垣門長七尺度三幅 此外芸川宮 月夜  
 見宮二座 瀧原宮 瀧原宮 修雜宮とも二枚の表衣大目少異なり  
 外宮度會宮の表衣も内宮と異なり又大目小異なり多敷羽衣代内衣などお増  
 又減トするもの二三つあり之並に相殿三座 多敷宮も表衣の表衣五具 男三々布の  
 又又の表衣も又又の表衣内人等も又又の表衣も又又の表衣も又又の表衣も又又の表衣も  
 朋衣六十具 外宮朋衣二具 女朋衣六十具 右表衣雜の物造り 袴一布を  
 表衣史生官掌 使部神祇官の史史生神部 都合十一人よりして大神

宮に送る其格まのニニ桃澤の鈴を鈴人九月十日日外宮を振飾一十九日御像を後ニ身於内宮の振飾も日日して御像後一十六日なり

御船代 此の御遷宮も御像後一多の御輿なり

内宮三具外宮に具之る正宮相殿の料之此の御和琴一面燈臺又基と圓

荒穂 和穂 振糸の幸

和穂荒穂とは古記のせらり中臣の壽河に現御神止大八島之國所  
知食員丈倭根之天皇我御前天神乃壽詞祢祢定奉田略圃史り  
継く此例あり御遷宮より天皇を遷し中なりて此世に後と人を遷る  
今生身遷ると云ふ月崩御の既より皇に於て和穂と云ふ物よりて其神化は  
を和穂と記せしごとく記て右遷の去る於ゆんを去る物よりて其神化は  
づり其霊と崇むるの其恩化の民これを崇む小妨なく又此後より其神  
神と云ふ子孫の外に祀なきいれかりかしくも天照太神を奉る神宮の  
天皇の始祀する其其餘又系譜と云ふる理なり内宮儀式儀より王臣  
諸臣の幣帛を進めしむる若敷と云ふを以て幣帛と進める人とは流罪と進

勅勅はりのくまかくの御の式より天皇親王の外に古神宮へ奉るゆゆはく  
禁制ありあり若く勅使の外に神勢太官へ奉るゆゆはく若く若敷と云く  
るもの何とて然神神切切の王子より多う楯の築成りなる中世にて保元  
平治平家物語にも神勢の神へ奉るゆゆはく然野切切の王子の多う中  
世これに平人は多うを群衆して休むと多うなり後世にいつと云く神勢  
も奉るゆゆはくしてよりを神勢神と稱して奉り也されが両宮の神を以て奉  
るとも憚りしゆをまへて平人のを群衆して奉り也されが両宮の神を以て奉  
るゆゆはく神國の風俗より自然と神の神徳と慕ひなりいそむるのびて奉  
りたれば相もそのを振糸とはいひたり小治世の人人よ志を以て奉るゆゆはく  
ゆゆはく親の許も結んで不忠の志を以て奉るゆゆはく神明を以て奉る  
此れをうけ給らんや却て終日其罪を蒙るゆゆはくは志を以て奉るゆゆはく

御遷宮

此の天武天皇即位十一年九月十日勅定して二十二年遷り其後廿一年と云り今  
尚たり其武年み尚り九月と云月と一日附い吉日を以て宣下たり後より勅使  
若浪屋上使るる荒御發言固い志を以て奉るゆゆはく神國の風俗より自然と神  
神の神徳と慕ひなりいそむるのびて奉るゆゆはく神明を以て奉るゆゆはく  
神用材代出と云ふまよりて九十年み成神たり此造宮と云掌る職と地と  
内宮の若浪某外宮の根本某若に神宮を其屬後を二院三院に別と云ひ又  
此の代といふ者一人なり其人なり其次に小三十三人一人に九人若中又若老と云ふ

十二人又一段は三人、これの内官方の戒めて外官方の三人、段代三人、小工廿七人、古老  
九人、段職一人と圍り、御造營の所、代御庭地と云々、三年の同小工始終、權を差し、朋  
友、自布、て、後、を、け、を、嚴、重、の、勅、之、段、段、工、と、云、ふ、の、う、へ、く、此、持、御、之、是、代、者、の、段、代、之、  
され、段、代、其、御、を、差、る、人、物、さ、ら、ざ、れ、小、工、の、内、古、老、を、持、御、と、云、ふ、工、術、と、云、ふ、勅、  
む、く、御、用、材、の、核、數、を、奉、長三三三、三三三、三三三、公命、依、て、信、本、曾、ふ、う、代、出、一、尾、州、候、の、  
御、寄、附、之、造、營、料、數、万、石、の、大、坂、御、堀、内、より、渡、り、此、御、用、材、を、宮、中、へ、寄、入、り、又、山、田、の、  
市、中、の、校、場、と、云、ふ、若、干、の、用、と、云、ふ、此、御、境、者、よ、う、き、壯、觀、之、内、宮、又、十、珍、川、を、畏、  
の、や、せ、く、或、み、宮、地、へ、引、入、り、其、其、の、事、なり。

茲日御殿會のす、又内宮より外宮の少く、狭小、此御御を細の御神室の内宮の多  
く外宮の少く、元より諸宗のより外宮をたしく、内宮の後か、う、小御造營の内宮  
先か、て外宮の後、と御造營、若、後、の、論、古、今、は、ま、ま、ま、ま、ま、ま、ま、ま、ま、ま、ま、ま、ま、ま、ま、ま、  
宮より内宮者、これ自然の理なり、此、世、の、帝、王、二、宮、一、宮、と、祀、ら、せ、給、ふ、左、  
勅、使、の、宣、令、一、紙、を、兩、宮、に、用、ひ、給、ひ、一、社、の、奉、幣、と、稱、さ、る、も、兩、宮、を、と、云、ふ、稱、は、て、二、十、  
二、社、の、教、に、も、兩、宮、と、分、給、り、是、皆、明、神、之、令、也、も、と、れ、此、御、德、の、優、劣、と、是、廟、の、の、數、し、  
小、人、の、淺、識、敵、の、謂、か、る、一、宮、と、祀、ら、せ、給、ふ、數、委、遠、勅、の、罪、と、も、つ、ま、を、

祭主家の事

古くは浪殿と稱し、大中は神祇の大捕、今の後二位なり、上右より兩神宮の  
奏、回、又、宣、下、の、告、知、と、掌、事、に、給、ひ、祠、安、家、の、主、宰、を、れ、此、御、官、と、稱、と、又、侍、勢

傳奏、神宮、身、終、り、附、り、代、終、り、今、神、都、に、祭、主、后、居、後、と、り、向、地、あ、れ、其、不、  
後、居、の、一、と、云、或、大、宮、司、家、祭、主、職、を、勅、り、給、ひ、り、も、あ、り、り、る、れ、其、謂、之、と、  
も、云、今、も、後、浪、家、事、上、列、な、り、

神宮家の事

此、系、を、權、官、が、重、代、を、或、侍、官、が、も、つ、り、侍、安、家、の、内、宮、の、後、浪、中、川、其、面、也、  
佐、八、沢、回、菌、回、七、姓、荒、本、回、姓、之、外、宮、方、の、檜、垣、松、本、久、志、本、佐、久、本、川、崎、宮、後、六、  
姓、會、姓、か、り、共、に、遠、祖、の、天、皇、屋、根、命、より、神、系、を、傳、り、此、家、より、兩、宮、に、各、  
十、人、を、補、任、せ、ら、り、を、二、宮、の、給、宜、と、し、其、餘、を、檢、安、主、と、云、十、人、の、長、と、一、の、給、宜、  
又、長、官、廳、官、も、も、兩、宮、に、各、一、人、か、り、二、三、位、希、い、後、二、位、は、進、め、ら、る、二、神、主、位、  
三、位、余、の、二、位、以下、の、事、あり、長、官、率、主、後、二、位、は、進、め、ら、る、二、神、主、位、  
三、より、九、の、座、を、次、ず、昇、階、し、て、給、宜、一、人、を、加、補、し、又、三、位、或、は、又、六、の、座、開、る、附、り、  
夫、より、上、り、其、後、より、て、其、下、右、の、お、く、昇、階、を、此、職、者、は、刀、を、帯、び、給、お、は、と、傳、り、  
古、法、抄、の、式、と、り、あ、り、て、宮、川、を、越、へ、ど、或、は、竹、川、も、云、兩、宮、も、同、家、と、等、く、御、政、印、  
あ、て、給、款、狀、み、給、り、長、官、家、此、を、を、掌、る、を、御、下、の、職、と、も、つ、あ、り、

叙爵家の事

此、家、叙、あり、て、記、し、一、神、宮、家、と、お、日、く、荒、本、回、度、會、二、姓、を、れ、も、二、宮、の、給、宜、  
よ、は、任、せ、給、給、給、宜、は、任、し、後、又、任、より、上、位、位、に、進、む、今、の、嚴、密、は、代、祖、考、を、改、ら、る、  
疑、し、ま、い、り、り、良、物、是、か、い、是、より、任、し、今、十、六、家、あり、内、宮、は、御、饗、調、進、乃、

初めたるに子良物長とすども外宮と等うるに西宮とも或文に記し物に蔵し  
異姓家の事

此家異姓あり其姓源平後攝政部麻績秦村主宮原等之皆神祇なるに  
と云の二姓と對して其姓と云ふ二姓あり嗣子と連(其姓と改むるも多し)是を  
改姓あると云

御巫女内人の事

此家異姓あり田ありと云へ今に叙爵家より御遷宮の付心御柱を納む  
なれ重職を添秘ししと云へ内宮の右の古公と云内人の職に或は書し心の御柱  
の用材の宮内或は市中の業本を撰り求むるなり彼が毎邊これのこよひありと  
んども中にも其きき虚偽之御柱のゆりたる状何の本なるや又つれづれのこよひ  
名職役人の外曾て他よきと云へ心の御柱の記と云ふの事と云へ又續日本紀  
に和名抄を盜の表に巫加平祝女なり現乎乃在加平祝女なり又續日本紀  
天平勝宝に年被後十七人流刑せらるること云へ此等神祇たりとて妖ま  
治新禱の料と云へ神より依奉福の數かるべし一説に巫女神祇宜之上古神祇  
の一種なりしが其不業妖嬈又云へ右右名所隠し一職と云ふこと云へ此は巫  
内人と同日の儀ありと云へ

御前作内人の事

御前作内人の事  
御前作内人の事

と云ふのを修する儀にて修するも其外抄社東社造替の時又三ふれに月い  
る曲物敷とも修する御造管御用材の外別御前某本曾らに從て良材と  
云へて代出と云へり松の賣本十奉の内一本を御前司の家へする右例あり

奏の始

乞ひ初庭儀首の事始は雨宮の二姓家各一人を加級の旨を奏向し後中御大祖の  
非人なりが奏めり建られりなり作社も異なり眉目と云へり又作勢の非人等  
御宮の御再興を祝する奏向ありは時差もありと執言ありし一當時庭首の  
公の始の一となれると云へり御遷宮の後或は藤御前新禱の業とて加級の宣下あり  
乞を無後階と云へ

御師の事

東鑑に多末の御禱師檢御宜光親神主と云へり又度會光倫大藤次命を奉  
もあつて極言を乞ふと云へ今其修所多へり又其を非宮の御宜保藤と捧  
く武備と面福を乞ふと云へ今も諸國大藤を祓りに出るの藤の枝を非本と奉  
持るなり今のまゝと云へ卑貴の別りなく此方より新禱大藤をとも納むるに  
ゆりて候ありもたのたまはれしなり中右に御前寺院に止守ありし  
左今因事より奉りて人の神祇を妨入妨礙と云へり又何れまとい大藤本又後の法を  
とて云へり官名受託及屬を用ひるは百官受託皆初座の勅と云へり  
御大祖神祇の後と云へり勅めを非勢を乞ふと云へりの勅意なりしに神祇の親

擗かり此世の比其式も廢とて三守城申中但馬守の於送一が是も法改じ  
かり吉田家より傳るとは日の澄み也

御師も御治刀師の思之師の醫師連致師の師たり詔刀の宣言たり或は祿宣言  
ともしつゝの教言たり祈を演述と於の穢かり

守武神主佛諧の事

大永天文のころ内宮園長官荒本回也武神主あり其法まを佛諧とてりやく  
と下のを二人して附合連致といひの教ぬ定るゆもなりし之長官揚吟の  
白も始りて其式傳り宗祇一書通ありしは此ゆも下より定め給ふとの返  
ありしとて其後貞徳も再興してるゆゆの教規規とありて世人傳  
勢佛諧とてりやく彼る白を佛輿とてせ給ふ守武連致のむにて致道は過り  
世且流布せる中百首の粗歌俗語鄙語とて毎白も世中の字を考へて  
と百神とてりやく奇かりたりや守治浦田の某世も施せしとて此百首も其  
書寫せり今送るる瓜れは延宝八年八月廿八日巻之内原長次七十二歳と記  
せりを法守保年中抄終しとて画本とてりやく又宝曆年中守治岩舟田の  
彼靈廟を達りて不承りてこの祠をなす良政なり發記して實に守治の郷也  
此る俗好りものと守武の末葉の人建るなりと記しとてりやく

阿漕浦の再考

守勢両宮の祭れぬ干鯛を以て御饌とて其を御幣鯛とゆふは鯛誤てつと鯛

くもも例とて尾張國智多郡篠原の津より一度もなれとて神儀とてりやく  
其餘に正貞の書三條の翌日宿館とてりやく其味とてりやく其魚と採り付は長官より幕二  
張を以て船とてりやく一日ぬたはとてりやく或人の云は右の是を阿漕浦とてりやく  
りかり鯛は八十八夜のはぬぬの海は深あがるを九州してりやくき鯛といふ  
されとも海中番く深掘ぬぬの國中一二を不に限りて集る兩宮を以て海  
多しとてりやくもはるが浦を以て鯛の會とてりやくとてりやく此に先捕  
を捕らざるふ家は漁捕とてりやく者もありて度りたるればありて飛せらるゆもなり  
其かりしはぬぬとてりやくはぬぬとてりやく此を以て六張ぬ

あふりも乃これがうりうりひく鯛のさびとてりやく人たりぬべし

守勢とてりやく國号の事

天平同去記は守勢津表の津の國とてりやく奥義抄川多國なれば又十津とてりやく一説は十  
津のとてりやくを十津とてりやく又津田の守勢又守勢同とてりやく風ぬよる波のいせは  
おとれとてりやく是は守りゆをあらはし又津風守勢とてりやく風の息とてりやくの流あり

鯛の事

此魚ぬ世魚といひてはぬぬはぬぬの魚とてりやく大とてりやくふ海て其名は更心先小かり  
いはるるるといふとてりやく一里から大なるぬぬとてりやくとてりやく此はぬぬとてりやく解かり  
一説は鯛一名名とてりやく古流とてりやく守音名者のゆ也去佐日記より一の記を以てりやくとてりやく

も編たり後世一と云ふことと云ふは  
日本紀神代天孫海宮柱杵の章は口女との魚の編と云ふはハノウグチの將  
語にもやある尚考ふべし他ふくむは作勢録と云ふ

因縁の事

祇都み失つる付も其後人の勿論若加み失つる人もあるまでと云ふはハノウグチと  
ついで消たりそ祇都の怒りもを失つるもの云々なり

新名所致合の事

伏見帝の御宇永仁正安の法宗正安忠親居荒木田姓の祇人頼門を頼へし頼り  
祇都の名前を認り和方八十首所成なり判若し和方細言を世卿画圖に去佐の某  
か事たりしと云ふ一和方八十首所成なり判若し和方細言を世卿画圖に去佐の某  
の里是波の里大治の橋園本は園に九て十ヶ處之内園本三津は辺赤城の  
曰く不の宛みえれく余れはと説き及も定りたりは中にも園に縁致くも  
怒りして修りて是れ新名所致合と  
三景柏

毎七月に日西宮風宮は柏流し一の神りみ其秋の香山と云ふは此葉流り  
試りたり其外祇事と申中り多し其柏の葉は志乃土貢物と云ふは  
例たり内宮河田の神と云ふ食物と此葉に包り他園ふも氏家田植終る日  
祝の食物は申中り多し又浦親集と云ふは河田堂河田の葉みしは

人をまつるの柏とをえれ又柏のいなり三津の柏と云ふは此葉流り  
流りたりと云ふは此葉流りなり此の故葉は柏河堂河田の辺より長  
明作勢の流しなり此古書に云ふは和方細言と云ふは今引書に  
送りたる所はこれに堪り此柏の流古今異はみしは和方細言と云ふは  
又或は流古の葉と云ふは此葉に包り食物を其の葉に包り中にも柏の葉とい  
ひと云ふは申中り多し和方細言と云ふは今引書に  
葉たりと云ふは和方細言と云ふは今引書に  
例たりと云ふは和方細言と云ふは今引書に  
てのいなりと云ふは和方細言と云ふは今引書に  
或曰く一は其の葉の葉は和方細言と云ふは今引書に  
葉三史に云ふは和方細言と云ふは今引書に  
ついで消たりと云ふは和方細言と云ふは今引書に

毎日月西宮官地の外は此よりなり又を都の祇社の造営は日月神よりなり  
其は天皇の神に似て祀りしに似てこれを勤め其次は春の祇祭なり一は今  
後樂家の元祇社は附属の樂人なり作勢三度を回し春日は山王は日吉の  
葉はこれなり和方細言は和方細言と云ふは今引書に  
る教樂は皆和方細言の葉なり人きと云ふは和方細言と云ふは今引書に  
混りて公庭彦家の説と云ふは和方細言と云ふは今引書に

神事に掛るものなり

修勢三度勝田をまゝ和座權之進まじ某首官川外に住居地名を  
とせり今も田代溪の御座り勝田がまやうかゝり力堅之國去安極の  
とぞ其外は修勢のうまひ皆信じてこれに傳ふるの向きま実か  
疑らうと古神事なまきせし教樂の送く不徳とあるものなり  
ふ座の代り専ら祝しものなり別かるるの明これ其原の東に  
曲の敷より出さるものなり

御座神の事

毎二月十五日前後三日は田代市町をめぐりありて人座去神と  
なりとて其外二ツ合せて獅子座の形と作り祭終ては焼拂ひ  
をせり今も田代とありの由より獅子座の形ハツ形多し  
を經ては里人座去神の神座と名なりされど此祭終ては  
ゆく代拂ふあり彼焼捨し代りありのめや此祭は徳の  
大炬火とありありて今物り又積本とありのめは彼  
制も異なり別種ありた祭より修ふる所の爆竹なり  
此市座の年終社今社坂の社大社は菟社箕曲社落獅子  
此祭の獅子座とありのめや此社号は祀神とされど其  
必確りして狂確論云とありとこれ他邦の人々を怪し  
此祭は獅子座なり

退遣

山田市中夜病流の形入形と云ふ二文三本も作り  
り其後とて貝持をさし腹巻を送るの意なり  
毎通より葛雷とて人形を造り  
月い初巻にも云ふとて人形代り  
とて人形の代りなり  
とて人形の代りなり

此神のやと藤巻の敷を以て作り其形多し  
退遣のやと藤巻の敷を以て作り其形多し  
論語義疏云とて人形の代りなり

石戦

此甲陽軍艦あり丸世の比小兎の戯  
京都より小兎のやうに酒肆まや部の後  
から持て切本めて座をかくりし者多し  
はまは神事なり此事これあり小兎  
事御清の祀せり今其のやとて  
史記楚辭とて人を積る勤  
五れとも罪とせ今止く其

石鏡石打之ツを思ひてチと溜り墨濁の例なり又墨してムと云ふ例後  
これの礼世の余凡みや元祿のはまでい人情強勇なりて若の所此非日の喧嘩  
位使の後衆道の送服さとして又傷せるの類衆多かりき哉云これ又月日の例也  
今法ん後の表をえして凡て武術の勢を印我世に大サカケル一六退りのをえと  
今又日の甲とらざるも其送凡かりとぞ

身寄三方

御茶印み身寄若くはい足なりは治み又十おなり身寄危し會合衆も云  
ふ回み廿日おの三方中又身寄たと云既み公をへ山田三方と云せり  
し中とも中緒あれ家毎かりりる余爵おにしし神職と云移方と兼帯と  
とは東武の御身寄に官服と云せりふ回二十日おの教り中右云送連名お  
おは初少閑座の家お漆き御初るおのを祀せし其通りふ定りぬ向  
勢おとふ此教は淺すも後此非又治山田も其一郷を配り身寄  
月お来とふりのみ其忠位なりと云月おの  
若くは三官人の説り此之云云永祿の古書に三方三ツ判と云ふ山田と三方  
別ら配せりし明かりり又寛文の山田八日市場おめて執進徳貞の儀  
おと若くは面み大官司及其次長官非官お其次三方中其次に三方  
唯とてと邊の勢お七朝の儀おをうまへりさ里ふんく三方服と云り  
と後の手

非都の扱ひは農工商といふも皆主人お武門のおとく食禄と信るは淋と  
其下原原仲間といふ其一等上も考ふといふのあまふりり主人といふと考親  
といふ此代國(大庭)を縁とみおりのを代官といふを以て命として代と云り

祀葬假服の手

非都より不縁の者(死)お若くは先づりてせは行某り只今病者なりとい  
えお音を待ど墓と送り其降治も喪服をえし忌服みりおはカケ  
の葬といふ墓と送り後生の状と云はれと右法をえしを給お及べりり  
病床より祀といふ附い本葬れといひ其石を破却し本坊の人親族より  
ざるも猶様をえり右法かり昔は後生の送り灰彼のヤカケ白蓋と送といふ  
焼灯松明を掲せり高輿の婦人おの上市女笠を巻く又女房連といふの  
縁衣を若此笠とかりし其其古れかり葬式の終焉のたれられ右記今  
なせりおのちん服忌り若くは夫不之のふり多し又日書假寧令の註は假  
かり寧の安かりと祀して左系の満目毎六日お一日の休服を給り休息と云わり  
又母死といひ此休服と等しく我教を不出安座と居り即今の假かり服の喪  
若くは日教と云ふ今書しと假又假紀の紀は法かり忌を慎む心のお教り忌の教り  
非官の假服は専親族の程と云ふ血肉の交を要といふ武門といふ人師匠の  
の服衣の養父母の忌服は実父母より重しといふ忌を養忌といふ非都といふ忌といふ  
のふり皆知るの武門も忌御免といふりて上より何某も用おれを忌

中よりともほりたり勅もとの命々天下の法令と破り其旧教を滅し免る  
 みのりびと非都肉食の福極甚厳密かりとは肉食辨と云りのちく且香川氏  
 が樂選も其意外述よりいふ非都肉食辨を著し終り其大なる三の辨  
 をして古の是を掩ひむと云るは憎やう心を用いんらんべし或同猪鹿を食とし  
 肉食も其意外の類り不忌と云たりや言て曰熟肉の形めて是若く多しは  
 後り魚の種く菜蔬の類と云く煙く狸をみかざるは菜蔬としは不忌と云  
 りと世に其非都肉食の辨官のついで麻の肉流し止りしを倭姫足終りて穢ら  
 りしとて其不忌煙くたるあり今も人の見て穢ら物と食し非都を辨せられたり  
 元より不忌と云るの非にゆるり蕪蒜の類り食せざるべし眞の穢ら肉  
 の昇殿せらるる非より教日毎戒して眞の眞のものを忌非穢の後々の非  
 官にも非三テ日の物忌致教育教育の古法ありは皆敬神の要きみなる古法  
 して已来と云はれしが菓酒と熟肉を免とも古法あり忌服穢の論に己を  
 懐くむのさうと云をて述る古右終りき穢物を毎々祈るを穢ら  
 申古より文保元永正記を記し  
 西川氏水去考曰日本の人性好清潔素白物惡淫濁穢毒之類を忌れ  
 凶れと云はれたり非都非士の齟齬をせんべし或は去る菓選よりは皆た  
 を混し使不使の時世をせんべし人々皆大古之食を不祀して長壽たるは肉  
 類菜蔬もせんべし食し本神の後世穢國より後り其非の忌き物又十乃

老の綿と云る余の麻布と云いしと云るも今の人古風も  
 穢人の事

非穢も妙しく重刑火葬の極も穢人終りて人々も穢同死刑の事  
 と云ふ守入牢の者より別火の食と調親族より送りたり又死刑は極は公  
 而より穢物あり諸國よとれる間のと浦田坂牛谷ののり食を南は食  
 と云ふ大名家河多宮も同を終り富有の多宮人も穢して旅の例あり  
 をはまの緒布を忌し其穢人よせ終りしは系宮人見く穢し穢勢を  
 食しといひ終り又比立厄といふのむきも食す穢人よ比と希みと穢  
 穢りて農商家の妻ももこり

相殿別宮希式内式外社宮の解  
 御殿の内も月どう祀りて相殿と稱し身終りを終りて別宮は杉社末社  
 あり杉社の非名帳は日本國中三千二百三十三座修験國は二百八十三座と云  
 を式内の社地と稱し其外式外の系社と稱しと云るは非徳の叙此も限るべし  
 ど石清水八幡宮祇園妙の神社式外ありて式内其終りて先もわたり非  
 靈と云ふ人の時と過不遇ありと云るは杉社の終りて末社の卑しと穢芳  
 をやるといふありて或は式内宮の別宮は杉社二十に社外宮別宮は杉社  
 十六社と記されり其謂るありと云るは外宮に十末社内宮八十末社の事

國史旧記よみかごと西宮み今の拜屋百二十社に保多中津寺石川大隅  
東武へ訴へ給ひ造営ありより修補官營の例とあり西宮より約程  
於此社の拜屋なるにも社号社名のまじりたるも間あり元より造拜  
拜屋を設けし石積の古法なり内宮別宮の造拜も皆石積なり外宮  
徳宮小御門社下津女石積あり造拜屋皆中より造り来りたるは  
てついでごとく外宮の宮地み小山と石積ありありて俗に田津と稱し中  
も大良鋸の南み石津と号し雨抄ありを構へし不あり是も良後進  
童女を祀ふに石積を造り例あり掃拂ひ不ありあり小諸人紙衣衣  
敷の形を造り彼石津又彼石津と稱し造りたるは此外の石津も同  
お俗其根を造りしに

世俗若し石橋例と老樹を信じて造りて現あり他人の社  
よ大穴除瓜石と離宮の旧跡と藤の庭を造りたるは茂如とありと  
康泰寺の佛の果の樹とあり一區の系師を祀りたりと祀りて遊  
庭法活とあり怪しとあり或日九の社神靈とありと社号と改  
下し修りたるは宮号の社号よりあり既別宮と社号の叙ありと  
二十二社の叙あり修勢とあり一宮社混りたり右記は宮社の分明あり  
なるもまじりごとく常彰社主の白宮の津屋の社屋代ありと  
之のたもみず一宮の宮殿とありて皇居至その居不社の神明の  
舎

たり今有栖川の宮伏見の宮と稱しとる數ありと社神明又  
宮社の混りたりとるに勅許の宮号ありとるに社神の社  
或説社をコソとも訓とるなり今不解彼再考し辨せり社  
靈の尊き物又崇しとるに社神を造りてカミといふなり  
燈の事

両宮の社神み灯明なり一社の社神は燈臺十二基を設けて  
消とあり内宮にも社神み燈臺附せとるに燈臺ありとるに  
みくそ古風なり  
一説云外宮の宮地は常夜燈凡五百基斗皆寸又度をおり  
月いとしとる檜とて造り彩色饒るの古法なり内宮の  
あり常夜燈の形を造りたるは或るに社神の形を  
造りたり古法なり社神み燈臺中の系官人樹落し  
修某兩宮日多とあり一法市中の助力をとる外宮宮地  
六基を造りと始りて地國よりも寄附せし其六基の  
修補

園崎宮の事

此地えり岩淵町の西宮中西某が館ありしと中右常明寺  
又建ると其者なりとる社殿ありしやとるに社神の  
東邊に社殿三ツあり

宇治橋姫の社 夢光院の辨天 此処見事と西神宮方の曾て知らざる社政なり  
御政印の事

大宮司家と西神宮家に他ふる御政印の初巻より印 是後入る聖令云々  
あり大宮司家の石巻の脊衝二奉内宮の天平八年外宮の貞観八年の御印  
少く濤をせ給ひし西神宮より奉同の類快は又大宮司家及び長官家より此  
御政印と押て執せりし例あり外宮は御政印の御倉より奉せりし御印  
奉りし其後の外宮の御印と云く是は又御印の外宮の官地と云ふ  
振出し赤土と云ふ徳母み和し個人の例と云内宮にもこれらありしを  
委ししはばけりしと

長鯉のゆ

毎六月初日を西國橋村より西宮へを執せりし例ありしサキといふサキとも  
つり今案察して惟るゆなり延嘉元は御厨鯉と云り毎正月末武一執上り  
料は長三尺余巾一寸余其餘教ふり若少鯉と云りいさやう

佛法の事

或同日伊勢の神前には僧尼の拜あり西宮の忌河を用い僧を長尼と女尼  
長といひ佛といひ他の神社は異なり然るに此編寺院を神社と並べ祀りお今

なると佛園の衆多なるも神意みる人里と云りん言ていよく祠宮のとも  
佛をいふも警款のさくも其餘も然る人物多く能神もも寺院のゆをい  
ものさしそん真意と云たり凡下の不るもは所をうり我躬も抑いて  
佛のさうんたりたことと佛法のさきと云は其大系至るの速いゆより記さ  
る後字多帝の西宮は法樂舎を建大級若以備せりゆゆ又攝町帝の神道の  
裏へを致さすますの敷意よりて滝く絶る公卿勅使字佐香権取と  
二十二社の奉幣を真しゆ大嘗會の初後教日の同洛中の佛の履法は必  
まも其多分禁せり凡薬地み出入医師の能給意をうり法名取忌河を用ひ  
ら凡佛を避給ふり西宮の右法は序せり其の勅使後此系の御通洛も皆あり  
されは後字多帝の初世の御世は今の治世の法例をのつり著明しるはれは百年の  
流例既又改めしし改やふ歳の習俗をるやみ攝町帝も御修法の護摩の敷も  
改め給へば神意み佛園の衆多なるも聖武帝の敷意も具り於世の至尊迷ひ  
給ふより初世の習俗をり神意も大級若以備せりゆゆの敷も神意度大なり其  
希へたる意を悟り給ふもあはれたる人の客の場へるものを己さ不知と食とと  
と却て其意志分附と神意凡心と差と其理はたがいで掛まきもかきこれ聖不  
易の至尊今日も存在しるも即天孫の神神たり後水尾帝の御製  
たがしるや化の圃も我國の神よりうけし天津日嗣のまわると二又又百  
年百余世の帝王賢のまうて愚なるもをみたりし儒家に聖武帝と

我朝の源武帝ありと佛の慈徳帝の道徳ありあり花山帝の婦人の死別は  
 忽ち法祥ありしが同もたう悔の教保元平治の乱より始て王道衰へると粟  
 山氏の源を流して保元大元を書きしころ一卓論を我朝の佛家の歴代の建  
 立して聖武帝の再興をん源源して流し之を佛家なる云佛乃王乃之也  
 實にちり空海寂澄を大師の基を菩薩とすし終に弘法傳教の唐乃  
 勞其徳もなるし今公威も依り終号の大師と仰るの教の漸は百十年を経て  
 徳のつれわれとらふめや終基の佛師して寺の建物を架るの工人と菩薩を  
 して傳教弘法するもしとては是等と云佛道の王道を離れて  
 いた謂をりえり我朝古今流布せし佛法といふの教は佛家の佛法とい別  
 種皇白の月の今や諸國の寺傍の格武の叙法を歩み歩み行の宮院下竹の御  
 麻不寺然の幾許と傍に公を叙すの標級みつめし地中の隠せし衆人も又古佛の  
 きのきいせし金金の在藏能入料の石を日々々々勢勢死めしんぬるの編織とま  
 とい酒肉は肥を多くしとるを僧と作りし叙する西漢今世ありし  
 僧とはれり下きし終りんとて實の佛法と終りを食既陀の境界は皆佛死と  
 神佛の混雜しとれ其之原とる獻意み出されん下の若思を厭ひ終んとする  
 とも及ぶべし  
 或曰弘法傳教の末寂威を奉とて加行修と要と既陀を食は飯も云り  
 而邪巧合成して神佛と混と製法の佛法を發せりまうりは百身を修業西

入宋して禪宗の傳へしを弘む當時の人見實の佛法と仰依佛をせせり  
 終る又源空其一とて工まし其の辨と修と繼て其子の親愛も其也とも終り  
 てるもそのれぬ變化をさとて空は日蓮彼とて又一變と真とたとい真法使は  
 なるる其書書をそとむるごとく其理をんともれ世人も西より向へて  
 顧る者めいれ人面のごと異ならん其背りりを捨の排いと網を張し日  
 蓮がやんちり弘法傳教の業のねみ外は後の勞あり源空親愛の居るる  
 後世の人情を察しこれと治る又換とらるし風潭が華嚴と真ととせり又  
 智の道一たれも對世の人情を察せられたゆひに彼三僧み及び右今源空の  
 佛法といふの君王死別の憂を慰め終る舞曲の歎をれい殿竹とれい小景の  
 あり交み蓋なり



謝みけりむむのをまてきる藍の御出く尚らた  
かゝる名をほれようとてきむもきぬるもの何れも  
持たのつくまゝいしはいゝららるる先もつわも  
ちのよじ伊々の海の名事する名事ぬくもいし  
けうやぬそ折字いよめはせりて再  
渡おきりけりてさのさく都を  
かくまなかりも幾たるあらも御外佐れかづ  
なもさくくともさういしと画安のさくも  
けち免無志して書費のおのまはのあ那  
くちしとほやつね又さうのあつねのむね  
よげら既の園つこの園會をよめくも  
さういしぬるさ前年のけりちよたう

事一習うの渡りてさうも  
そいろちくさうとねとあつね  
すちもあつねとさうのあつね  
ようちくさうとねとあつね  
はあいのさくもぬるさのさくも  
おさうとあつねとさうのあつね  
おのれ又そのさくもつてさくも  
まゝさくもさくもさくも  
あつねとあつねとさくも  
とすさくもさくもさくも  
さくもさくもさくも  
さくもさくもさくも

しるすりてん 若川にも 紙ののり  
こんちを 諸君にお記 びきりて 入る

寛政九年のころ

潤七月

おのの海驢織

寛政九年丁巳五月



京都書林

菱屋孫兵衛

吉文字屋市左衛門

柏原屋與左衛門

柏原屋嘉兵衛

塩屋 平助

勝尾屋六兵衛

塩屋 忠兵衛

大坂書林

